

平成21年6月5日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	北 川 嘉 明	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	佐 野 芳 彦	16 番	熊 谷 直 行

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	西 田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（熊谷直行） 平成21年第4回太子町議会定例会（第419回町議会）におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第4回太子町議会定例会（第419回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第1、一般質問を

行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、上田富夫議員。

○上田富夫議員 町の選管で選挙妨害を受けて出てきました上田富夫です。一般質問を行います。

まず、契約についてですけども、上太田

の瓦れき処分場の管理委託契約は随意契約になっておりますが、本来地方自治法上によりますと競争入札がより正しいのではないかと考えておりますが、なぜ随意契約に至ったのか、この経過と内容の説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 上太田の処分場の管理の関係につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められておるところでございます。その中に市町村以外の者に委託する場合の基準が同法施行令、政令で定められております。この基準の中に、受託業務の実施に関して、相当の経験を有する者であることとの定めがございます。また、同法には、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために技術管理者を置かなければならないという定めがございます。市町村の一般廃棄物の処理責任に照しますと、当然これらの法令の基準を遵守しなければならないというのは言うまでもございません。この法令の基準は、その業務の性質、また業務の遂行の確実性といった観点から設けられておるところでございます。そういったことから、このたびの業務の委託には相当の経験を有するとともに、これまでの実績がございます 1 社随意契約といたした次第でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 なるほど、あなた方、できない理屈については、できない理由ということについては一生懸命考えますけれども、できる理由については考えませんな。

じゃ、1 点お尋ねしますけれども、技術者の管理者の資格のうちで今回 1 社、この所管の報告、委員長報告によりますと 1 社があると、資格者。ということなんです、この方はどういう資格なんですか、そしたら。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） それは技術者の資格ということでございますので、処理法の第21条に言う資格者ということでございま

す。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ここに技術者の資格ということで多分11の条件が、条件というか、それぞれのその当てはまる部分があるわけなんですけれども、そのうちの11に上記と同等以上の知識及び技能を有する者ということがあるんです。多分これに該当するんじゃないかと思うんですが、違いますか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 繰り返すようですが、この法の規定に沿う資格でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 それじゃ、例えば10の10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した者、実務経験10年以上でということが一つの資格の条件にあるのがこれ10番の方なんです。ただし、表の記載の11は上記の同等以上の知識及び技能を有する者とは、そういう技術の講習を受けて勉強した者には、それと同じやと書いてあるんですよ。そしたら、これ10年以上の経験がある人と、この試験を受けて通ってきた者は同じやと書いてあるんですよ。違うんですか、そしたら。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 違うという答弁はいたしておりません。法で言う、21条で言う資格者ですと。ですから、同じということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 はいじゃ、経験がないとはどういうことですか。これ10年以上の経験が、実務経験があるのと同じと書いてあるんですよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 相当の経験を有するというのは、受託をする者でございますので、資格者お一人でもってこの業務の受託というのは不可能ということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 意味分からん。再答弁。  
○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 業務を受託にするに当たって、やはり相当の人員、また財力、またここですぐに相当の経験等を備えておることがございますので、その辺の、ただ資格だけでもって相当の経験というのはイコールではないということでございます。  
○議長（熊谷直行） 上田議員。  
○上田富夫議員 じゃあ、この委員会報告と、あなたの今のこの答弁とは違うんですね。所管の委員会で報告したものと、あなたが今ここ答弁されとることとは違うわけですか。  
○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 違うということはないと思いますが。  
○議長（熊谷直行） 上田議員。  
○上田富夫議員 じゃあ、どこに書いてあるんですか、委員長報告の中に。言ったんですか、あなたは、そしたら今のことを。委員会でそのような答弁をしておりますか。  
○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） この業務委託に関しましては、もうずっと法令の遵守ということが前提でございますから、途中で変更になったとか、解釈で変更になったとかということはございませんので、その筋道というのは変わっておらないということでございます。  
○議長（熊谷直行） 上田議員。  
○上田富夫議員 ここで言う実務経験とは、法令を遵守し、適正な施設管理を行ってきた年数を意味するものであると、こういうことなんですよ。わかります。法令を守りながら適正な施設管理を行ってきた年数を意味すると。それは11の上記と同等以上の知識及び技能を有する者に当てはまるわけなんですよ。そしたら、その上の資格、一番上は技術士ということで経験不要というて書いてあるんですよ。それからずっとあって、8、9、

10と下がってくるに従って経験が6年、7年、10年となってる。一番長い10年でも、これは11のこの試験を受けて、いわゆる通ったという資格を得た者は同じと書いてあるんですよ。だから、あなたは、この方が経験がないというのは、それはおかしいんですよ。この法に対して、あなたは挑戦しとんや。これ間違うとんですか、これ、意味。何ぼこんな試験受けておこうと、そんなもん経験なかったら関係ないんやと、そういうことですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 技術者に限っただけで委託業務を出すということではございませんで、法令の基準を見ていただいたらわかりますように、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員並びに財政的基礎を有しと、かつ相当の経験を有する者ということでございますので、当然お一人でもってこの業務が遂行できるということではございません。

○議長（熊谷直行） 上田議員。  
○上田富夫議員 あなたのおっしゃるのは、一般論としてはそうかもわからん。視点を変えますわ。あそこの廃棄物、資格の要る、いわゆる一般産業廃棄物、一般ですよ、一般の産業廃棄物というのは、じゃあこの資格があればどれだけのことができるんですか。おっしゃってください。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 今のご質問の趣旨がちょっとわかりかねるんですが、再度お願いしたいと。

○議長（熊谷直行） 上田議員。  
○上田富夫議員 私が言いたいのは、じゃああそこで、町があそこに持ち込んでもいいというものは何なんですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 一般に言います瓦れきでございまして、具体的にはコンクリート片、れんが片、また瀬戸物類、またれんがの片といったたぐいの瓦れきと土砂でご

ざいます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 多分それ以外は搬入してはいけないということになっておると思うんですよ。ところが、この廃棄物の資格が要するというのは、それだけのものを処理するためにこれだけの資格を、資格者が要とは思われんのですよ、どう考えても。そう思われませんか。瓦れき処分するんにこんな技術管理者の資格が本当に要と思いますか。ただ法的に要となつとるから置かなしょうがないとぐらいなことでしょうがな。例えば自動車の運転に例えれば、大型の２種持とう資格者に、あんた原付乗ったことないさかい乗ったらあかん言うんと一緒や。これ、あなた、20種類、廃プラから廃油から廃酸、金属くずから動物のふん尿、死体、ばいじん、これ全部入っとるわけですよ、この資格の中に。そのうちのたった１つ、コンクリート片、これだけの処理でっしょないかいな。何が経験が要りますねや。あんた、現場見たことないんですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 廃棄物行政に関しましては、これまでの日本がたどってきた経緯も踏まえましての法律の制定で、その中でうたわれておる指針でございますので、今の上太田の俗に言います中身、今上田議員言われましたんですが、あくまで行政の上では法の趣旨にのっとりた業務の遂行をしなければならぬというふうに考えております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 そんなむちゃくちゃなこと言いはんな。地方のことは地方に任すということが国の方針と違うんですか。法に違反してなかったら自由裁量でできるん違うんですか。何で国が国が言うんですか。

それじゃ、もう一点聞きますけども、今の現在の業者、いわゆる森興業が長年ずっとやってきた結果、例えば運搬業務一つ、あそこから排出するについて、他の業者と比べてどれだけ経験積んだから安くなりましたか。お

尋ねします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） それとはちょっと論点が違うんじゃないかというふうに思います。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 全然違わへんがな。経験積んどんやろ。経験積んだら他よりもすぐれた技術と知識を持とうから、当然安くなって当たり前やないかいな。経験積んで高うなるんやったら、そんなばかな話ないで。何でもそうや。初めてというたら、初めてやるというたら、人よりコストかかんの当たり前です。商売の常道でっしょないかいな。経験積みや積むほど安くなるの当たり前ですがな。こんな要らん、これは要らんと、これは不要やと、こういう手順でやったらこういう合理ができるというて長年経験積んだ者が、その強みがあるんですよ。論外やとはどういうこっちゃ。

（「論点が違う」の声あり）

いや、論点違うて、どう、何が、何の論点が違うんやな。あなたが言うのはむちゃくちゃやで。一方では、資格を持とうけど、それは経験積んでないさかいあかんと。ほな、経験積んどったらええんやなあと言うたら、ほな経験積んどやつは、これどないなんやと言うたら、それ経験積んどて、論点が違う言うてやな。ほな、経験積んだら何の得があるんや、ほんなら。経験積んだ業者に任せたらどういう利点があるんですか。これ町民の財産、税金ですよ。あなたの金と違うんやから、毎度言うように。１円でも１銭でも節約するというの当たり前でしょうがな。いや、金額つかんでないのかいな。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） どの金額のことをおっしゃってるのかわかりませんが、それは一円でも安いというほうが、これは私は否定をいたしません。ただ、また法律を出すようでございますが、政令基準の中にも委託に足り得る額という規定がございまして、こ

の法意を考えると、経済性の確保よりもやはり業務の遂行を重視しておるとこの廃棄物行政の、地方自治体特有の事務といった観点から定められておるといふふうに思っております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、だから、業務の遂行にどれだけ支障があったんかということを立証しよるわけ。聞きよるわけや。だから、ある業者に、経験積んでない業者に任せたらこんな不利益があつて、金額もこんなに高くなるんやと、だからやっぱり経験積んどる業者やなかったらあかんのやというんならわかりますよ。何の検証もせんと、いや、この業者やなかったらあかんのや、そんなばかなことないでしょ。検証した結果を聞いとんのや、私は。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 検証の結果は、これまでの実績が示しておるといふことでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 だから、それを数字で示してくれ言うとなんのや。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これはもう数字で示されるところではございません。日々の業務でございますので、これまでの一年一年の実績を見ていただいたらわかるということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 言い逃れしなはん。ひきょうやで。真っ正面からぶつかってこんかいな。ほんなら、これ時間ばかりとるから言よんのや。何々業務委託しとんや、森興業に。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 上太田処分場における管理業務でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 議長、ちょっと注意してくれへんか。そんなばかな答弁どこにあるんや

な。何々ということは管理業務の中の、いっぱいあるやないかいな、管理業務、ここへ、この管理者の。ええっ、産業廃棄物、この技術者の、技術者が、なぜこれだけ厳しい管理者の資格が要るかというのは、これだけのことをできるから、だからこれだけ厳しいもんが要るわけですよ。だから、あなたはこの中のうちのどの部門を管理させとんやということを知いとん。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 当然、廃棄物の種類が限られておりますので、それらの管理、それを見きわめた上での受け入れ、また受け入れた後の適切な環境保全上の管理ということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 そしたら、技術管理者というのは、例えば年間の施設運営計画管理、施設運転点検管理、それから公害防止計画管理、資源計画管理と、ずうっとあるんですわ。このことが、管理、委託をされても大丈夫やということが書いてあるわけです。あなたのおっしゃっとなやったら、この中の1つだけやな。それにこんな厳しい管理、責任者がおらなあかんのやというて言うてきて、ほでその管理者が出てきたら、今度は何を言うとなんのや、あんたは。これじゃあかん言うんだろ。どないしたらええねや、ほんなら。30年、40年前にちょうど日本が言うてきたんや。アメリカから企業が来たときに、経験がない、実績がない。ほいで、アメリカから日本バッシングでたたかれたでしょ。ほいで、日本はそれじゃあかんというので、それはなしにしたわけや。ちょうどあんたがやっとうこと同じこっちゃで。経験がない、実績がない。ほいで既得権を守りようわけや。30年、40年遅れとなやで、あんた、やりようこと。それまだわからんのかいな。この中の1つだけや、たったの。そんなもん、私はどう考えても、あの施設が、公害とか、あるいはガスとか、その有害のもの。これ、結構書いてあるんですよ、安定型のその管理という

のを、ここに。これだけのことを管理しないというて書いてあるんや。恐らくやってないと思うよ。それは森興業にあなた方そこまでは管理をさせてないわけでしょ。ただ、あそこへ物を入れて整理しとるだけの管理でしょ。受け入れ管理でしょう、要するに。違うの。要するに、いや、瓦れきを持ってきたときに受け入れると、それだけの管理違うんですか。それ以外、何管理させとんですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 繰り返すようですが、定められた瓦れき等の受け入れをし、それを適切に環境保全、環境保全というのは、この法律の大前提に立っておりますので、公衆衛生とともに環境保全を行うという中での管理でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 なるほどね。どういう環境保全の管理を委託しておりますか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 一般市民生活に影響が出ないということでございます。

（上田富夫議員「意味わからん。具体的に、水とか、大気とか、ばいじんとか、あるでしょ」の声あり）

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 瓦れきに限らず、廃棄物につきましてはやはり適正に処理をするというのがこの法意でございますので、その適切に処理をするということは当然一般住民の生活に影響を及ぼさないという管理でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ここに最終処分、技術的な基準というのが出とんや。これ知っとってやな。当たり前やな。私らみたいな素人でも調べりゃわかるんやから、あなたみたいなもう経験豊かなプロやから知っとってやと思うんや。これに基づいて答弁求めます。少なくともこの中でどれを委託しとんやな。ほで、それ以外はやってないと、はっきり答弁をお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 当然この適切な管理の中には直接該当しない項目もございますが、大きな観点で申し上げますと、やはりその適切な管理を行う上での業務ということでございますので、個々具体的にこれがどうというのはなかなか今この席では申し上げられないというふうに思います。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、ここ、あんた、遊びの場やないで。この場で言われんということはどこで言うんや、ほんなら。この場で申し上げられないでどういうことや。ほな、どの場所で言うんや。そんなふざけた答弁ないよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 手許に今上田議員さんお持ちの基準表を持ち合わせてないということで、一つ一つ照らし合わせてのご答弁ができないということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 通告は議長を通して行っとるはずやけども、行ってませんか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 契約の経緯でございますので、そういった随意契約を行ったという根拠を今ご答弁申し上げたということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 だろう。だから根拠を聞きよんですよ、私は、何を委託しとんや言うて。それ、契約の根拠と違うんかいな。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 契約の根拠といえますか、本来ならば競争入札という議員さんのご質問でございますので、それに対する答弁でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、そんなもん、あんた、委員会の報告見たらわかるがな、あんたが言ようことは。けど、この委員会の答弁でどう考えても私が納得でけんことを聞きよん

や。当然そんな質問が出てくるというのは予想できてる範囲でしょうがな。また、日常業務の中で当然森興業に対してやっぱり指導監督もせないかんのやから、そんなもん金出して任せといたら1年間ほっといてえんやというものと違うでしょうがな。ほな、日々の業務としてあなた方はこれとこれとこの部分は森興業に委託しとんやから、それきっちり守られてるかどうかということを管理監督せないかんのでしょ。それが資料を見なわからんとはどういうこっちゃ。それはおかしいですよ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 技術的な面につきましては法律でも記載しておるとおりでございます、その処理施設の維持管理に必要な技術的な能力を発揮していただくということでございますので、当然上太田におきましても処理施設のほかへ影響が出ないといった観点でもっての技術的な指導というのが資格者から入るということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、だから、それにはそれぞれ法で技術上に決められた基準があるわけや。その基準を守ってるかどうかというのは確認せないかんですわ。ただ、町は、いや、そこまでは委託してないんやと言うのか、そこんどこでっしゃないかいな。そうでしょう。それも含めて委託しとんなら、あなた方、その検査の表を何カ月に一週、1カ月一週と出させて見るとか。そうでないんなら、あなた方が管理せないかんわけなんや。わかりますか。どっちや言うて聞いとんのや。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 受託に当たりましての技術管理者の配置といいますか設置でございますので、当然中に含まれるということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 だから、含まれるのは何々と聞いとるんや。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ですから、施設を管理するに当たっての技術上の、特別の技術上の指導といいますか、点検といいますか、その業務が入ってまいります。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 こんなことで時間とらんといてえな。私、時間ないんで。もっと、そこから具体的にこれとこれとこれですよということをお聞きしとんで、抽象的なことはよろしいねん。具体的に、これとこれとこれと。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ですから、先ほど言いましたように、手許にその基準表の項目は持ち合わせておりませんので、一つ一つを挙げてのお答えができないということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 しかし、それで、ほれでもよう随意契約をしてやな。随意契約をできる場合というのは、この地方自治法上の別表5というのありますな。知っとってやろ、それは。それに照らして私はちょっとおかしいと思うんですけれども。いや、わからなんだから開きますけれども、いかがですか。わかっておられますか、どちらですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この随契につきましては、これまでもこの本会議また委員会でも私答弁したと思いますが、これは地方自治法で言いますところの契約の条項は適用になっておりません。廃棄物処理法の規定によるということでございますので、そこには地方自治法で言いますところの契約の方法は列記されておられませんので、それは我々管理者側にその裁量があるということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 だから、何遍も言うように、特殊やからそうなっとなんてしょ。これ、瓦れき処分が特殊ですか。いや、あなたがおっしゃるのはわかるんですよ。ここにいわゆ

る、これは安定型・管理型とか、いろいろありますやん。だから、あなたのおっしゃるのは、それはそのとおりなんですよ。けど、私はそんな一般論言うてないんですよ。上太田の瓦れき処分についてという前提があるんですよ。あなたとこんな産業廃棄物の、最終処分場の一般論をやるつもりないんですよ、ここで。上太田の瓦れき処分場についてお尋ねしてるんですからね。それを拡大解釈も甚だしいでっしょいかいな。あるいは産業廃棄物やから別やとかね。いや、何でその1社をかばうんですか、そないに。いや、搬出であれでしょうがな、はっきりと差が出たでしょうがな、業者が入って。森興業がやりよって次の業者になったときに完璧に差が出たん違うんですか。それ、ご存じないですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今言われたのは瓦れきの最終処分場への搬出の経費のことかと思いますが、今申し上げておるのは上太田処分場の管理に関しての契約の形態についてご答弁を申し上げております。なぜ1社に俗に言います肩入れというような表現をされましたんですが、これもこれまでも申し上げましたように、この業務自体が本当に日常的また連続的、継続的といった市町村の責任という事務の性質がございまして、そのあたりでこの廃棄物処理法で、法意でもってうたっておるというところがございますので、地方自治法の適用除外といったような面もこれと通ずるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 そら、だから1社にして私は悪いなんか言うてないんですよ。ただ、高過ぎるんや。何でそんな高いとこと随契するんやということを言うてる。それが長年ずっと続いてきとうから、それは今まであなた方が言ってきたように、ほかに業者がないと、資格者がないんやということですって言うてきたわけや。ほな、今度資格者が出てきたら経験がないんや言う。ふざけたこと言う

たらあかんがな。それで、今までの業者が安いんかというたら、安いことないやないか。そんな、あんた、ことしとってやね。いや、自分らは恥ずかしいないか。わしらが長年やってきたことが、こんな業者にこんな高い値段で仕事頼みよったんかいと。町民に対して申しわけないなと、頭丸めて坊主にでもなるかという気ないんかいな。普通はそうでっせ。高値で落札させたというのは、あなた方、ミスですよ。会社でいうたら格下げでんな、ほんま。そんな損害を与えるようなことでよう管理職やというてやっとなるがな。私はそら疑問ですわ。これ、いつまでやっても切りがないんで、この辺で置きますけどな。ただ、言うときますけど、もうええかげんに税金の無駄遣いをやめてくれ。ほんまに。みんな、どれだけ苦しい中で生活してんのかわかつとんのか、あなた方は。全然わかってないやろ。だから、正しい選択を私はすぐにもすべきやと思っておりますので、私はずっと議員である限りこの問題についてはかかわっていきたいと思っております。

次、行きます。太子苑についてお尋ねいたします。

太子苑の地域の地図混乱の解決に向かって議会も意見書を出し、住民からもいろいろ要望が出とるわけなんですけれども、その見通しについての説明をいただきたい。

しかし、その前にちょっと、これ余談になりますけど、同じやっぱベースにおらないけませんので、ちょっとお尋ねしますけれども、自治とはどういうことなのかということですね。私の考えを言うときます。違っとったら違うと言うてくださいね。

まず、基本のキから押さえておかないかんと思うんですけども、何のために我々は政治にかかわつとんのかということですけども、自治体とか、自治とか、そういうことについて余り明確にやり合ったことはないと思うんです。簡単に言うと、自治とは、みずからの自由意思に基づき自由に行為を行うこと。と、私はそう思うんです。自治体とは、

物事を決めるシステムのある、ある地域ですね、地域社会のこと。そこで日々暮らす人々がいわゆる町民ですね。住民ですか、県民ということになるわけなんですけれども。したがって、前から私はずっと言っとるんですけれども、役所というのは自治体の事務所やと思うとんです。単なる事務所。権力の場合でも何でもないと思っとんですけど。今の行政のあり方を私なりに見てみますと、行政を執行している、町長以下行政マンですけれども、これほんま言うたら市民のまあ言やあ代行者でしょう。市民というか住民の。それが今見ていると、町は町民に対して権力というものを行使してしまへんか。だから、最近はずっと協働というような言葉を使って、行政と町民のあたかもパートナーシップをとってやるんやというような、割と口当たりのええ標語を掲げておりますけれども、絶大なる権力を持っているあなた方と何の力もない町民が対等に手をつかんで物事ができると思われませんか。私はそこに大きなギャップがあると思うんです。これが今の太子町の現状じゃないですか。私はこういう認識持っとんですけれども、あなた方がいかがですか。

○議長（熊谷直行） 上田議員、続けて、本題の太子苑の。

○上田富夫議員 はい。そのことを一応前提として、太子苑の地図混について取り組みと見通しについてお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど自治とはというご意見伺いました。おっしゃるとおり、みずから治めるといいますか、そういう協働の中でその地域をよくしていくということは、これは地域、地方自治体に与えられた任務でございます。それをどうやってしていくかというシステムの中で、今の皆さんいらっしゃる議員各位のご意見もいただきながら、また地域、住民の方々の意見を伺って、住民の皆さん方が何を望んでおられるかということのニーズをつかみながら施策を進めていくというのが私どもの責務であるというふうに

感じております。議員がおっしゃることを全然否定するつもりはございません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

太子苑の地図混乱の解決に向けての取り組みということでございますけども、これにつきましては地権者の会が実施される調査等に協力できる範囲でのバックアップを行っていききたいというふうには考えております。

また、見通しにつきましては、協議、調整が滞っている状況でございますので、現時点では予測できないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 取り組んでいきたいという答弁ですけれども、住民にすれば、私も住民の一人ですけれども、何かおかしいんやね、あなた方の答弁は。ちょっとここ、まゆにつばつけんと、おかしいぞと、その顔面どおりに受け取れんというのがあるんですよ。あなた方の言い方は、ただ地方自治の本旨ということから考えたら、市民が行政に参加するんじゃないんですよ。市民が行政に参加するんです。そこんところの、市民参加を呼びかけながら自分らは上やという認識ね。権力を行使してしまう。ほんまに住民の立場に立った、住民の声で物事を進めようとするようには見えんのですけれども、どうですか。本当に住民の叫び、声、それを真摯に聞きながらこの問題の解決に取り組むという考え方ですか。いかがですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ですから、協議、調整が先ほど言われましたように必要ではないかというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 強く私が要請しておきたいのは、議会が意見書を出して、これもう1年以上過ぎとうわけなんです。遅々として進まんですわなあ。何か進んだ部分がありますか。解決に向かってですよ。あんなことを勉強してった、こんなことを勉強してったというのは、あなた月給もうとんやから勉強する必要ないんやで。そんなこと知っとかないかんことなんや。勉強してったとか、あんなとこ行て研究してったとか、そんなことはよろしい。一步でも二歩でも解決に、こんなことを解決に向かって我々はやってきたというのがあればちょっと披露願います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これまで総務委員会で説明させていただいた範疇の中で、それ以上のことは特にございません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ここ総務委員会と違うんです。だから、総務委員会と同じなら同じで結構です。答弁求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） この間、総務委員会の会議録にも載っておりますように、地図混乱という中で方向性、これからのいわゆる方向性がまるっきり見えなかった中での地図訂正に向かっての方向性がつかめたことは総務委員会で、いわゆる土地改良事業とか区画整理事業の中での換地処分と似たような手法でしか解決できないんじゃないかということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 それは住民の意思に沿っておりますか。あなたのその行為と住民の行為とは、やや、やっぱり沿った行き方ですか、全然かけ離れた行き方ですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これにつきましては、要は協議、調整が途絶えた以降の私の調査した段階でのことでございますので、

その関係者の方との協議はできておりませんので、その辺についてはわかりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 1年間もあなたやってきて、住民が何を考えとうということがまだわからんのでっか。ほいで、いまだにそれ話し合いせなんだらわかりませんの。違うでしょ。住民の意向わかつたうでしょう。ただ、あなたはその意向が気に入らんと。だから、住民の言うような解決方法は私はとらないというのと違うんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ちょっと考え方が違うような気がいたしますのは、私はあくまで地図訂正の手法を言っているわけで、基本的にはやはり集団和解。集団和解の中でも地図訂正は当然法務局として提出する必要がある。それが法務局が受け付けできないような状況では地図訂正は解決できません。そういった中から地図訂正に関する調査をやってきたということで、基本的にはやはりその地図訂正の前提としては集団和解が必要ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 それが一番早道やと思いませんか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 早道とかそういう問題ではなく、要は地図訂正をする上でこれが一番現状ではベストではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 時間ないなあ。早道ではないというておっしゃるけど、住民は早くいうことを望んでる。全くそこんところが配慮ないんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 早道でなくと

いうのではなく、要は地図訂正を法務局が受け付ける手段として、今言いました換地処分的な手法が必要ではないかということで、やはり早道云々の問題では協議、調整が必要ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 まあ時間ないんでね。このやりとりは今までと一緒ですわ。のれんに腕押しというか、そんなことで何の責任もなしに同じことを繰り返して言っていると、テープレコーダー聞いとるみたいなもんやで。これを聞かれたら多分住民はがっかりされると思いますわ。

太子苑の住民30名から、固定資産評価審査委員会に対し、評価額のあり方について審査申し出がされていました。審査委員会は、申し出者に対し弁明書を返送しましたが、本文が欠落したまま資料だけが送られ、申し出者はそれが弁明書と思い、審査委員会は本文が欠落したまま発送したことに気がついていない状況で、上田議員は、「あのような回答では申し立て者に不親切ではないか」という趣旨の質問ですが、質問と答弁がかみ合わないまま以下のやりとりがされています。

本会議終了後、本文が欠落していることが判明し、当局は上田議員に対し謝罪をしましたが、会議録にはそのやりとりがそのまま残るため、会議録の修正について議会運営委員会で協議した結果、当該質問の経過説明と経緯説明を挿入することになった。

次、行きます。固定資産についてですね。

太子苑の地域の住民より固定資産評価に当たり意見と金額の訂正を求められておりますが、その内容と取り扱いについての説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 内容と取り扱いということでございますが、今年度につきましては評価がえの年に当たりまして、太子苑の住民30名から5月1日付で固定資産評価審査委員会に審査申し出がなされております。

その申し出の内容といたしましては、太子苑一帯は地籍混乱地であり、土地所有者が建物を建てようとしても住宅ローンは借りられない、土地を売却しようとするとも1平方メートル当たり3万円以下でしか売却することができない。よって、固定資産税の評価額が通常売買価格より高いため固定資産税を正しい評価額に基づくものに訂正を求めるといった内容でございます。

審査委員会としましては、その申し出を受けまして5月19日に第1回目の審査委員会を

開催しております。申し出内容と町長の弁明書の提出を求めまして、書面審理を済ませたところでございます。

次に、6月12日に2回目を予定しております。審査申し出時に口頭による意見陳述を希望された18名の方から反論書で十分に意を尽くせなかった点につきまして意見を聞き、その後審査決定としまして棄却または容認の決定をしていただくというような形になろうかと思います。

棄却の場合につきましては現在の評価額に変更がなく、容認につきましては全部または一部の容認がありますが、その決定内容に基づき町はその後10日以内に評価額を修正し、申し出人に通知するということでございます。町としましては、評価審査委員会に対しまして慎重なる審議をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いわゆる弁明書を出してから反論書というか、その提出を求めるまでの

経緯、もう少し時間的な経緯を聞かせていただけますか。日にち。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 5月1日に申し出がされましたが、その後連休がかなりありましたので、弁明書を5月15日にいただいております。町のほうからいただいております。それに基づきまして、その弁明書の内容を申し出人のほうに送付いたしまして、申し出人のほうからそれにつきます反論書が5月25日に提出されております。5月19日に1回目の審査会をしておりますので、この反論書につきましては6月12日に第2回目として反論書の内容を審査しながら口頭による意見陳述をさせていただく方向で進めております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 私が1点ちょっと気になるのは、5月1日に受け取って5月15日に出したわけでしょ、返事をね。ほいで、その間15日かかったわけですよ。もちろん祭日が入ったということもありますけれども。ただ、片や受け取ったほうは住民なんですよ。こんなは日常的にこんなことやとるわけやないんです。それが、あなた方はいつまでに返事を出せ言うたか覚えておられますか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 返事というのは。

（上田富夫議員「反論書」の声あり）

反論書につきましの期間というのは私のほうではちょっと把握しておりませんが、あくまでこれは固定資産評価審査委員会のほうの一つのやり方でございますので、申し出によりまして期間としましては30日、それから審査の決定から10日後にそういった、修正があれば修正するという規定の中で行為を行っておりますので、期間的にはやはり連休の後、町に対しましての弁明書、それからそれを受けた後の反論書等で郵送したりいろんなことをしますので、期間的には別に問題ないかと思っております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、そうじゃなしに、住民が出してったやつは半月間置いといて、ほいであなた方出したものについては、反論書については早う出せと言ったん違いますか。それも日にちを区切って、わずか短期間で。僕はね、そういう酷なやり方。あなた方が15日かかるのやったら、例えば町民の方はその倍かかりますよ、こういうもんは。それを逆のようなやり方というのは、まことにもって僕はそれこそ町民の視点に立ってないというのはそこなんです。あなた方はやっぱり権力者やと。絶大なる権力の上に立って、ほんまに無力な町民を徹底的に痛めつけると。この地図混の問題にして、これ何十年ですよ、これほって置いたの。例えば固定資産税5%が、一応地図混ということで5%安くしとるわけなんですけれども、これ1年間の金額に直して、それに20年、30年掛けてみてくださいや。何ぼになりますか。あなたの、これ解決しとったら、その税金というのは、5%は確実に町に入るんですからね。5%にしたような、そんな何十年前の話やないんですけれども、それにしても、これからどれだけ続くかわかんけども、その責任と、行政責任はどこにあるんですかね。お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） その行政責任といたしますのは、地図混乱の解消がされてないということでの行政責任という意味でございましょうか。

まず、私が言いたいのは、5月1日に出されまして、その後連休を踏まえました。それから、固定資産の評価審査委員会の委員さんとの日程調整とかそういうものが必要になりますので、当然それに基づきまして調整をさせていただきますので、まず申し出が出た分に対しまして町に対する反論書をつくっていただくということになります。当然、弁明書に対しましては、その弁明書ができた以後でないと反論書ができませんので、5月の連休挟

んで以後の行為となりますので、必然的に今の日でもってやられてるということは、これは最短でさせていただいたというふうに考えております。

それと、町の責任というのは、その地図混乱ということに対しましての責任というのは、私はそういう住民が困ってるということに対しましては、やはり町としては何らかの一策を投じる必要があるということは考えておりますが、そういういろんな問題を含んでおりますので、早急な解決はなかなかできないということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 今、町が受け取ってから、それから審査会にかけて、それで委員会開いてやったら、その時間かかると。まあ、いや、そのとおりなんです。私は、そのことについてはとやかく言ってないんですよ。それと同じように、住民のほうにもそれ以上の時間がかかるのと違いますか言うтонですよ。それは理解できるでしょ。いや、町が弁明書をつくるより、住民が反論書をつくるほうが時間かかるでしょ言うтонのや。違いますか。そこが、あんた、一番大事なとこなんです。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 弁明書を読まれて反論書をつくるということになりますが、当然その反論書に対しましては、当初に申し出をされた内容でもって、それと同じような形の反論書になろうかと思えます。したがって、時間的余裕は2日、3日あれば、当然通常のそういう申し出をされておりますので、その前提を踏まえて反論書つくられますので、日数的にはかからないと考えております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 だからおかしいんや。あなた方は月給もうてその仕事しとうわけや。ほな、住民は違いますよ。それで飯を、仕事で飯を食いながらこれやっтонのや。待ってましたとばかり仕事休んでそんなことやっтонれんねんて。3日か4日でできるてかいな。

それと、あなたのいわゆるその弁明書、あれ本をコピーしただけでしょ。全く意思というものは入ってませんわね。こういう法律がありますよという本を四、五枚コピーして、それを弁明書として送付したんと違いまっか。何か一言でもコメント入れましたか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 当然、固定資産の評価といいますのは全国一律その評価の仕方という方法は決まっております。したがって、太子町におきましても全国一律の方法でもって評価をさせていただいておりますので、当然弁明書につきましても今の妥当性というものを書こうとすれば当然にそういった基準の中で記述していくということになりますので、これは独自のものではなく、当然そういった一つの中で弁明をしていくということでございます。その中に個々の状況に応じてそういった申し出がありますので、当然そういうものも踏まえまして、太子町に合った実情の評価額を書かせていただいて弁明書とかえさせていただいております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 あれがほんまに親切的な弁明書や思いますか。いや、私は納得できない。ただ単に法律か何か知らんけど、規則か、こんなことですよというコピーを送っただけ違うんですか。血も何にも通うてないよ。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） どう言ったらいいんですかね。親切的な弁明書というのは、申し出に合わせた内容でもって太子町の評価が間違ってるということを言えば親切的な弁明書ということでございましょうか。私はあくまで評価に対しまして今とってるものが正しいということでもって通知を町としては出させてさせていただいておりますので、当然弁明書に対しましても今の評価の妥当性を書くというのが当然のごとく思っております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ほんまにあなた、町から、あれ十何人の人が来られて、あなたに渡され

た中身読んで言ってるんでっか。それは一部はそうでしょう。あなたがおっしゃるとおりですわ、一部は。でも、あれで全体に答えたと思われませんか。あの問いかけすべてに答えておられますか。例えば最高裁の判例も書いてあるでしょ。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） そういったことは固定資産評価審査委員会というのが別の執行機関としてございますので、そこでもって審査をしていくということでございますので、町といたしましてはあくまで太子町の今出てる評価に対しまして妥当性を弁明書としてかえるということでございます。したがって、最高裁云々という話は審査委員会の中でもってそういったものも考慮しながらしていくということでございますので、町としてはその審査委員会に対する内容の審査に対して口出しはできないということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 最後にしますけど、あなた方はもうすべてそれで切り抜けようとしとんですわ。揖龍のごみの問題もそうでしょ。負担金。あれは揖龍がしよんやから。太子町は金出しよるけど、向こうが言うまま金出しよんやと、これで逃げるわけや。選挙管理委員会にしてもそうでしょ。あれは選挙管理委員会がしよんや、うちは知らんと。これもそうや。そら、そういう逃げ口はやめろと言うとんですよ。むしろあなた方がそうなら、そうならあなた方が窓口になって、町民の先頭に立って、こういう処理の仕方がありますよ

と、こういうやり方がありますよと言うて指導してあげるぐらいな気持ちじゃなかったらいかんの違いますか。それが住民本位の自治と違うんですか。だから、私が最初に言うたように、権力者と違いますかと言うとんねん。そうでないと言うたやないか、今。そやけど、今の答弁はまさに権力者そのものや。

終わります。

○議長（熊谷直行） 答弁は。

（上田富夫議員「要らん」の声あり）

ちょっと答弁求めていますのでちょっと続けます。

（上田富夫議員「要らん。ほんなもん  
同じことばかり言うてきたって、聞  
いたってしゃあないわ」の声あり）

総務部長。

ちょっと上田さん聞いてください。

○総務部長（佐々木正人） 権力者と言われておりますが、この固定資産評価審査委員会は市町村とは独立した中立的、専門的な立場でやっておられます。

（上田富夫議員「わかつとうがい。わ  
かつとうがいや」の声あり）

したがって、我々がそこに対して執行、別の執行機関に対してくちばしを入れるということが逆に権力者ということになりますので、それはしかねるという立場でございます。

（上田富夫議員「そんなことわからん  
と聞きようへんがな」の声あり）

○議長（熊谷直行） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

以上、上田議員の質問に対して、正確を期すため、57ページと本ページに□を挿入しました。

○議長（熊谷直行） 次、橋本恭子議員。  
○橋本恭子議員 失礼します。橋本恭子、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに1点目、学校でエコ活動の取り組みについて伺います。

今日の我が国は大量生産、大量消費、大量破壊型社会と言われ、戦後の復興期から高度成長を経て今日に至るまで国民生活水準が大きく向上し、その結果使い捨てが当たり前のような資源の無駄遣い、例えば割りばし等とともに、ごみ対策については深刻な問題になっています。これを解決するために、生産から消費、排出に至るまで各段階でごみをできるだけ出さないよう資源を大切に使い、使い終わったものを資源に繰り返し利用する循環型社会に向けた、子供たちも含め社会全体が取り組む必要があります。

循環型社会で学校の学習について、平成15年3月定例会で私は一般質問しましたが、あれから6年たっております。太子町においてはリサイクル法に基づき、2004年、平成16年4月から紙製容器包装分別収集が開始され5年たちました。また、2009年、今年平成21年4月から一部スーパーでレジ袋無料配布を中止し、マイバッグ推進運動になり、「広報たいし」6月号で4月分のレジ袋削減結果が出ておりましたが、4月分については削減枚数11万4,000枚、削減率91.3%と書いてあり、買い物に行ってもマイバッグを持っている人をたくさん見かけます。

今年5月30日の読売新聞によりますと、世界が温暖化対策をとらなかったら、今世紀末日本では新たな洪水や高潮などによる被害が年間17兆円に及ぶおそれがあるとのことでした。大人も子供も社会全体がエコ活動に取り組み、二酸化炭素削減をし、地球温暖化を防ぐ必要があるのです。子供の学習や取り組みについて伺います。

まず初めに、幼稚園、小学校、中学での学習実態はどうであるかを伺います。

前回6年前は、小学校では1、2年、生活

科、3、4年では社会科で、5、6年生は総合学科で環境について勉強しているとのことでした。中学においては、理科、社会、家庭科、保健体育で勉強し、PTAと連携をとりながら廃品回収に取り組んでいるという教育委員会の答弁でありました。

エコ活動の取り組みについて、自動車の使用や発電のために石油を燃やしたり、家庭でのガスを使うと二酸化炭素がたくさん出、空気中の二酸化炭素が増えて、地球温暖化で北極、南極の氷が解けて海水が上がって砂浜がなくなったり、住宅が海になったり、食べ物がとれなくなったりしている状態があります。エコ活動に取り組み、二酸化炭素を減らし、地球温暖化を防ぐべきではないでしょうか。子供たちはどのようにエコについて取り組んでいますか。

3点目、今後の考え方について、リサイクルし、再資源化が大切と考えます。それについて3点伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

私たちの地球を将来的にわたって残していくためには、将来を担う子供たちの環境を大切にする心を育てることが重要だと考えております。

環境教育への取り組みといたしまして、発達の段階に応じた対応が必要でございます。低学年では体験を通して感性を養う、中学年では課題を発見し調べる、高学年では行動を通じて判断能力を養う等の推進を目指しております。

幼稚園は自然に親しむ機会の園外保育や植物を育てる取り組み、小学校は地域に合った環境体験授業の推進として、龍田小学校ではタケノコの観察、収穫、また太田小学校ではイチジクの観察、加工、石海小学校では大豆の栽培、収穫、斑鳩小学校におきましては川の実態調査の取り組みや、環境施設や水道施設の見学を通して、自然に対する畏敬の念、

命の大切さ、命のつながりを実感することにより、ごみを少なくしたり、資源や物を大切に作る心、そのような行動ができる子供たちを育てる環境教育が必要であると考えております。

学校園における環境教育は、みずから課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力、生きる力の育成であり、資源には限りがある、環境の保全の大切さ、廃棄物の発生抑制、物の再利用を認識した行動等がつなげる取り組みであると考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 先ほど言ったことではあります、今後の考え方についてが抜けてたかと思いますが、リサイクルについて給食の牛乳パックが取り入れられて、後どういうふうにされているのかはわかりませんが、この紙のリサイクルについても、牛乳パックを洗って出しているとトイレトペーパーとかティッシュペーパーになるとかという、そういうようなリサイクルの仕方も体験し、課題を見つながらしてるかと思いますが、みんなでできること、例えばテレビを見ないときはスイッチを切るとか、エアコンの設定を冷房の場合28度にしたり暖房を20度にしたり、そういうことを家族でとか学校でとか、そういうことをもっともっと勉強してるかと思いますが、もう少し詳しく答弁いただいたらいいかと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） ですから、先ほど言いましたように、いわゆる環境施設、例えばごみ焼却、エコロですね、そういうところ辺の見学、また水道事業所等への見学。今言われました牛乳パックのそれにつきましては、また回収がございます。それについては、牛乳パックにつきましては、牛乳業者がその納品のときにまたそのパックを回収していくと。そういうことにつきましては、学校の授業の中でも水道水の節水と、また物の大

切さ、そういう等々については日常の生活の中で指導しているというところでございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、大人も子供も環境についてよくお互いに勉強しなくてはいけないんですが、きのうとおとついの新聞の中で、きょうの新聞ではありますが、子供のことでありませんが、たつの市でエコチャリのがきょうの新聞の読売新聞出ておりましたが、これは大人に関することから、行政として、去年からエコチャリというのか、古い廃棄自転車を再利用し、去年スタートした4月の段階では12台でスタートしておりますが、今現在は46台配備し、各、近くの職員の回る、学校の教師もですが、職員が近くを回るときはエコチャリで二酸化炭素の削減をしてるというふうに新聞に載っておりましたが、町長、これについての考え方、ちょっと一般質問はしておりませんが、どのように、太子町も、近くはエコチャリをされてますが、それについて伺いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 本当に素晴らしい質問いただきますね。いつも私言うてますが、通告はしていただきたいと、このように思います。

私ども、エコチャリの件ですが、今のところは行政の中で自転車を配置し、近隣ではそれを使っていくというようなこともやっております。これをいかに広げていくかということに課題があると思いますが、我々も、太子町としましてもエコロ、揖龍クリーンセンターと連携を図りながらそうした取り組みもとらせていただいております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 橋本議員、極力通告内での質疑をお願いします。

○橋本恭子議員 はいはい、わかりました。

それでは、この件に関しましては、子供も大人もできるだけ環境について考えさせられて、学校や地域や社会が変われるように私た

ちも努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。女性の管理職登用について伺います。

私は平成15年6月定例会で男女共同参画社会づくりの推進に向けての女性の管理職登用についてお聞きしましたが、それについて伺います。

管理職に占める女性の割合が全国都道府県平均を兵庫県は下回っているため、2009年、平成21年4月には、3年後には新たに係長級、昇級する職員の2割を女性とするため数値目標を定めた第3次男女共同参画率先行動計画、2009年度から2011年度に取り組むと発表しております。

昨年4月に県の本庁課長相当級以上の管理職、県警、県教育委員会を含んだ占める女性の割合は3.9で、全国都道府県の平均は5.4%でありまして、ちょっと下回っております。県の男女共同参画白書でわかったことは、県内の市町で7市町が20%を超える一方、6市町は5%未満と、格差は顕著でありました。

市町の管理職の女性の割合が毎年増えているところは、1番目、加東市26.6%、2番目、赤穂市24.8%、3番目、新温泉町の23.9%、4番目に小野市の23.3%、5番目に淡路、三木、神河町も20%を超えております。一方、最低のあるところは、1、洲本市の1.5%、2番目に太子町は入っております。太子町、姫路市、豊岡市、尼崎市、丹波市で5%未満となっております。

全職員が占める女性の割合は高いのに管理職が少ない市町村や、その逆も多く、県の男女青少年課は、首長の意見が大きく働いているのではとっております。全国平均9.0%、神戸市は8.6で、政令都市平均は8.2を上回っております。県の人事課は、女性の係長級は増えているので長い目で見てほしいと説明しております。

太子町の女性管理職は、今年の6月5日、きょうですね、現在、庁舎内で約130名の正

職員がおりながら女性の課長は1名で、少な過ぎます。男女共同参画社会実現を目指す行政として、女性職員の意識改革に努め、管理職への登用を促進するとともに、職域の拡大を図り、能力と個性を十分発揮できる職場環境をつくるべきと考えます。昇格については、男女、係長までは試験によるものであって、その後は男性が副課長、課長と早く昇格すると聞いております。それは何ゆえか、お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 管理職のみならず職員の昇任、昇格におきましては、男女、女性の区別はなく、個人の意欲、能力に基づいた上で総合的な判断のもとに決定をいたしております。

ご指摘のとおり管理職への昇任では、現在町におきましては50名の管理職のうち女性は6名と、12%という数字の上で男性職員優位の形になっております。結果的にそうなったということしか申し上げられませんが、対象者の絶対数の差、これは45歳以上の男女比が男性で69名、女性で33名ということも幾らか起因しているのではないかと思います。

ただ、先ほどもおっしゃいましたように、係長級の男女の構成比におきましては、対象者59名のうち男性が32名、女性が27名ということで、女性に対する割合が45.8%という数字でございます。職員全体の男女比率と同程度、これは職員196名のうちの女性85名で、43.4%という比率でございますが、そういったところからは男女間の格差はないというふうに考えております。

以前にも女性管理職の起用につきましてお答えしておりますが、今後とも意欲ある女性の登用につきましては配慮をしていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 ありがとうございます。

今、部長より答弁がありましたが、私は庁舎内での人数を言っておりますが、個人の意欲ある者は昇格したりということで、50名中

6名のうち、やっぱり教育委員会で園長先生なんかを含めた管理職の12%と考えます。でも、同じように係長試験に通いながら、やはり男性のほうが有利に副課長、課長に昇格しているように女性職員は思っているかと思います。それで、最終決定は町長の考え方だと思っておりますが、町長、その件についてどうでしょうか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身、男子だから女子だからという考えは毛頭ございません。その中で、やはり管理職、上に上がっていくほど指導力も十分に考えていかなければいけないという中での登用でございますので、そうしたところをしっかりとこれからの人材育成には努めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、男女の差がないということで安心しましたが、指導力の面で町長は判断されているようですね。よくわかりました。

終わりに、私は女性の立場から女性差別があってはならないと思っております。女性の管理職登用を促進し、職域の拡大を図り、能力と個性を十分発揮できるよう、まず初めに来年の職員異動の際、副課長5名ほど昇格することを強く強く要望し、一般質問終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

1点目ですが、議会事務局及び会計課の事務方のトップは部長級にすべきではないかという点についてお考えをお聞かせいただきます。

本町では町長部局と教育委員会部局があり、この町長部局には総務部長、生活福祉部長、経済建設部長という部長がおられ、また

教育委員会部局には教育次長が部長級の待遇で給与が支払われ、その職責を果たされています。それぞれの部署の責任あるポジションとしての位置づけがなされているからであると思います。

私は、議会事務局、会計課長も部長級の待遇がなされるべきであると思っております。具体的にどの職員をどうこうという意味でなく、一般論としてお尋ねをしております。人事は町長が決められることは当然でありますけれども、職務としての観点からその考えをお尋ねいたします。

まず、議会事務局長についてですが、議会事務局長は議会の事務方のトップとして勤めています。そもそも町と議会は両輪と言われ、それぞれの役割を果たすことが町民のために重要なことであります。現実には議会事務局に勤めた職員がまた町長部局ですとか教育委員会部局に戻ったりということで、議会事務局の職員も一般の目から見れば役場の職員のように映る面があります。また、職員の採用も、町が採用した職員が人事の配置、異動によって議会事務局に属しています。こういう面（町長部局や教育委員会部局の側に戻る、また長い勤務の間に昇任がそこでなされているという面。もちろん議会事務局の中でも昇任はされてきてはありますが）からいって、町長や先輩の評価を気にする姿勢の議会事務局職員が生まれる可能性がないとは言えません。議会事務局というものが他の地方公共団体と一緒にあって、議会事務局職員として採用できていない現状のなせるわざであるかと思います。局長を部長級扱いとすること以外にもこのような面も見られます。

話を局長の部長級扱いの点に戻しますと、本来からいいますと、町側の事務方のトップが部長であり、教育委員会部局の事務方のトップが次長であり、それぞれ部長級の待遇を受けているわけありますから、当然に議会側の事務方のトップも、名前は局長であっても部長級の待遇を受けるべきであり、それが町側と議会側が両輪であるということである

と考えます。

また、従来収入役が置かれていました。現在では会計課長がその仕事をほぼ同等に行っていると思います。長い歴史の中で収入役というポジションは特別職の中に置かれてきました。私が議員 1 期目のときにその廃止が全国的になされ、本町でも提案され、議会は同意いたしました。また、議会の常任委員会の所管事務調査にも会計課長は通常出席していません。このような歴史の流れの中、また出納の職責の位置づけ、重要性を考えますと、この任に当たる人も部長級扱い、待遇とすべきではないかと考えます。もちろん会計課という名前であればトップは課長になりますから、部署名を考え、そのトップを部長級にすべきではないかという意味であります。

組織のあり方をどのように考えるかがこれにかかわっていると考えますが、議会事務局長がなぜ課長級なのか、会計課長がなぜ課長級なのか、お尋ねいたします。職務の重要性を考え、これら 2 つは将来部長級にすべきではないかと思いますが、そのお考えはないかについてお尋ねします。

現状でいいますと部長が印鑑を押した書類を会計課長がチェックするという状態は理屈や理想からいって、会計管理者は町長や部長、どなたが押された印鑑であっても、もちろんその職責を果たすべきであるといえ、それはそのとおりでありますけれども、現実的に各部署の課長とか部長とかが押された印鑑を課長という肩書の方がチェックしているということなのですが、いかがでありましょうか。

現在の職員の年齢別の人数等の現実、そちらの側にしますとどういうふうに任用しているとか、先ほどの職員の質問でもありましたけれども、どういうふうに任用するかというのは、そちらにすれば頭を痛められている考えられる面もあるかもしれませんが、そういうことでなくて、私が今お尋ねしておりますのは、組織としてどうあるべきかという観点からの答弁を求めたいと思いますの

で、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 所属の長をどの職級にするかということにつきましては、町としましては、その職務の範囲、管理する職員の数、職責の度合い、そういったものを総合的に判断をしまして決定をしております。

太子町では、複数の課を統合、管理する職責にある部長及び教育次長を部長職としております。議会事務局長、会計管理者も所管する事務の中では重責を担っている職でございますが、あえて部長職とする必要性は今のところは感じておりません。

また、部長職でないとその職務に支障があるとの指摘ではございますが、職務は法令、制度、そういったものにのっとって遂行されるものでありまして、課長職であっても何ら問題はないと考えている次第でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 まず、先ほどおっしゃったんですと、部下の人数の数とか職責を考えて今は、今はというか太子町においては部長級ではないということなんですが、これ太子町以外のところを調べてみますと、必ずしも今ご答弁にあったようなことではなくて、やはり議会事務局というものの扱いについては太子町と違い、また太子町と違っているところのほうはどうも多いのが現状のようであります。人数と職責からいって太子町ではそうではないというお答えでしたけども、他の市とか町のことも、もちろんそちらはご検討されてわかってるわけですけど、こちらとしてはもっとご検討されて、実際は太子町と違ったふうなところのほうが多いわけでございますので、私がこのことに実際口出しをできるところではなく、今質問をということで、どういう考えでという範囲までしか、私も聞くと、ちょっとこれ人事に関係あることですから、この部分については度を超してはする部分は控えたいと思いますが、私は議会の中における者としましては、議会の側の事務の方もやはり当局の側と、本当に議会と当局が対等とい

うか一緒になっていろいろ町民のためにやるということであれば、議会事務局の事務のトップも部長級にさせていただいたほうがいいと私は思ってますし、私は立場を反対に考えて、私は別にそちらの席に座っている者でもありませんが、反対に考えると、口で議会を尊重すると言うのであれば、やはり議会側の事務局のトップもそういうふうに、自分であつたらそういう気持ちになるだろうと思いますので、このことは申し上げておきたいと思います。

それから、今の部長のお答えで、法令に基づいて、課長であっても仕事をやってるので支障はないかと思うということをお答えになりました。そのように答えれば答案的には100点の答えなんですけども、現実として例えば私が課長だとして、そして私の上司、部長がおられるとして、それで部長が印鑑を押してこられたものを私が、ああ、これちょっと部長、ちょっとぐあい悪いですよと、これはちょっとこういうふうにされたいいいんではないですかというのは言いにくいかもしれませんが。もちろん、とても非常に仲がよくて人間関係ができていれば、それは気安く言えるかもしれない面もあるかもしれませんが、現実として例えば私が課長であって、じゃあ私もその次何か上に昇級したいと仮に思ったとした場合、そうするとなかなか部長たちに嫌われるようなことはしたくないとか、町長の印鑑あるけれども、町長の押された印鑑を、これはねと言うのは、なかなか人間であれば言いにくいという面があるかと思うんですね。ですからお尋ねしております。今ちょっと私が言ったことについてご意見いただければありがたいんですが、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 今この役職についてどうこう言われておりますが、私は逆に、先ほどいみじくも言われましたように、階級が上であろうとどうであろうと、やはり間違っていると、また疑問点に感じるころはどんど

ん指摘していくんであろうと。それがひいては、先ほど前の質問にも答弁しましたように、それぞれの置かれた職責での務めであると、このように考えております。逆にそうしたことが自分の職責を全うしていき、こなす中でそうしたことができる職員はまたほかの指導もできるんじゃないかと、このように考えております。いずれにしても、今のところ総務部長が答弁したとおりでございます。今の体系を崩すという気持ちは毛頭ございませんし、議会事務局長を部長級にしたからといって議会と行政側とがどうこうということも私はないと、このように考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今、理想的な面からお答えをいただいたと思います。町長今おっしゃいましたように、どういう、課長ということであつてもそういうことをきちっとやればまたそういうことできるからと、ほかの、上に行つてもできるからと。もちろん、そのとおりだと思います。ですから、今おっしゃったことが正しく、本当にそのようになされることを祈っております。

また、議会事務局の局長、部長になつたからどうということはないというお答えでありますけれども、私は気持ちの問題として、よそでもそういうふうにされてるところが多いわけですので、そのようにしていただいたら、私は議会側における者としては議会側も尊重していただいているのではないかなというふうに思います。この点はこれだけにいたします。

では、続きまして2点目に移ります。

学校及び保育所における生徒・児童・幼児の紫外線対策を何か行つておられるか。検討が必要ではないかということについてお尋ねをいたします。

紫外線対策について外国では、国によってはオーストラリア等以前から対応され、日本でもその認識が徐々に進んできており、その

ための対策をとっているところ、またその調査を行っているところがあります。以前、本会議でも質問されたことがあります。私も当時、以前からこの点に関心を持ち、諸外国の様子に注意を払ってきたところでもあります。そのとき以降、本町では何か対応を講じてこられたか。将来に向けてできることから対応を考えていくことが必要ではないかと思うが、いかがでしょうか。

(1)紫外線の本町の幼稚園、保育所、小・中学校等において測定したことはあるか。

(2)本町の学校や幼稚園や保育所で紫外線対策について、子供たちの帽子の後ろ側に日光を遮るようにする部分をつけること以外に、子供たちや保護者に話したり働きかけたことはあるか。本町では現在どのような指導をしているか、していないか。

(3)本町では今後どのようなことをしていこうと考えるか。紫外線カット素材の体操服、スモック等を希望者が購入できるようにするなど（ただし通常のものより2倍ほどの値段がするようであるが、保護者が選択できるようにするなど）、何か実現可能なことは考えられないか。子供たちの皮膚は大人に比べて薄く、教育現場や保育所での対応、配慮が求められると思うが、いかがか。少なくとも教育現場や保育所の現場でそのようなことを話題に上げてもらうことは意味あることであると思いますが、いかがか、お尋ねをします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

教育委員会関係でございますが、紫外線が子供たちの健康に与える影響の増加傾向を考えますと、子供たちが野外で安心して活動するには、教育関係者、保護者も含め、紫外線の正しい知識、対策を身につけて太陽と上手につき合うことが大切であると認識しております。

学校では紫外線に敏感な園児・児童・生徒に対して、外に出る際には帽子の着用、日焼

どめクリームを塗ったり、長そで類の着用、そしてプールのときにはテントを張り、日陰ができる場所の確保に努め、利用する取り組みを進めております。

1の測定はしたことがあるかということでございますが、学校園の環境基準に紫外線の測定は含まれておりませんので実施したことはございません。天気報道の中で大まかな紫外線情報が発信されているというところでございまして。

次に、指導関係でございますが、先ほども言いましたすけども、それとあわせて学校園の保健だよりには紫外線による健康影響を防ぐためにはどうするか、紫外線についての正しい情報も発信しているところでございます。

また、今後の対応でございます。教育委員会といたしましては、教職員が紫外線に対する正しい認識を深める必要があると考えております。学校園を今後とも指導していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育所での取り組みでございますが、1点目の紫外線の測定につきましては行っておりません。

それから、2点目の帽子、日よけつきの帽子以外に何か働きかけを行っているかということでございますが、子供さんや保護者の方々に対しまして特に紫外線に限っての働きかけといったことは行っておりませんが、一般的に言われます、これまでも言われております対応につきましては、保育所のほうでそういった配慮をした対策を行っております。もちろん、今言いました日よけつきの帽子、保育所ではカラー帽子というふうに呼んでおるようですが、その保護者の皆様にはサンプル品を備えまして働きかけを行ったり等しておりますが、現在帽子を着用しておる子供さんは約半数というふうに聞いております。何分このカラー帽子、普通の帽子に比べましてお

値段のほうが倍程度いたしますので、その購入につきましては保護者の選択によっておるといことでございます。

また、それ以外にはテントの設営、また木の陰の利用といったことも日常行われております。

また、これからプールのシーズンになるわけですが、プールの使用時間につきましては大体やや早い時間、10時台をその利用時間というふうに設けておるといふに聞いております。

今後の取り組みにつきましても、当然ちまたでも言われております紫外線対策というのにつきましましては留意をしたいんですが、何分子供さん本当に、小さい、ゼロ歳児、1歳児はそうでもないんですが、やはり3歳、4歳、5歳になりますとやはり活発に活動しなければならないという側面もございますので、そういった日常生活において極力紫外線、強い時間帯を避けるとかといったようなことでの対応をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 ここで私これを質問させていただきますのは、以前同僚議員もされたことございますけれども、こういう点についても町側で、それぞれの今次長と部長がお答えになりましたが、いろいろと勉強していったらという失礼な言い方なるかもしれませんが、よく調べていただいて、よそがしてから云々とか、そういうことでなくて、この町の子供たちをどのようにしてあげたらいいのかなという視点で勉強していただいて、対策をとれるものであればとっていただきたいと。例えば、ここに私書いておりますが、通告書に書いておりますが、体操服とかスモックとか、先ほど帽子についても部長おっしゃいましたが、2倍ほどかかると。私もこのスモックとか2倍ほどかかると調べて知っているのでもう書いてるんですが、そういうこともあります、保護者にそういったこ

とも周知して、今お答えになったとおり正しい知識、情報を保護者にも知らせ、また保護者にも選択をしていただけるようにしていただきたいなと思います。

この日本の中では、ある県の薬剤師の方たちとか、あるいは学校によってはこういうものを測定されたりとか、紫外線を学校で測定されたり等されていることもございます。いろいろと検討されて、これ微妙な問題だと思ふんですね。私、大分前、社会人になったとき、たばこをその職場で、私はたばこを吸わないもんで、そのにおいがとてもすぐわかって気になる人間なんですけれど、なかなかそういうのも周りの人に言いにくい、たばこやめてともなかなか言いにくかったんですが、今では受動喫煙ということになってます。これと全く同じかどうかわかりませんが、この紫外線というものも微妙な繊細な問題だと思います。今後ですけど、今後いろいろ考えていかなければいけない課題だと思いますので、あえてここで言わせていただいております。どうぞこの点についてそれぞれの部署でよろしく、外がやったからというよりも自分たちのほうでよく検討していただいてやってもらいたいと思っております。

では……。

○議長（熊谷直行） 3問目、昼から行きます。

（服部千秋議員「はいはい。では、ここで」の声あり）

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて、服部議員、お願いします。

○服部千秋議員 では、続きまして3点目について伺います。

新型インフルエンザ対策について伺います。

本町は国、県の通達、指導等によって新型

インフルエンザ対策を行ってきたと思いますが、具体的にどのように進めてきたか、どのようにこれから進めていこうと考えているか。

(1)小・中学校ではどのような対策をとってきたか、これからとろうと考えているか。

(2)幼稚園では、(3)保育所では、(4)役場及び公民館等では、また働く職員のことも考えた対応をとっているか。手洗い等、幼児・児童・生徒に指導し、また来庁された町民に対して啓蒙するだけでなく、学校教職員や役場職員も手洗い等、みずからが率先して取り組むよう指導しているか、伺います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

1番と2番の学校園の新型インフルエンザ対策につきましては、対策本部の指示、教育事務所からの通知、要請等による教育施設での感染拡大の防止に取り組みました。情報の発信として、学校園への通知、保護者への通知、対策会議、教育委員会及び校園長会を開催いたしました。行動の徹底としましては、うがい、手洗いの励行、マスクの着用、部屋の換気、バランスのとれた食事、十分な睡眠等のお知らせをしました。臨時休校中の留意事項としまして、健康上、衛生上の事柄の内容通知、学校園と連携と連絡、体調の状況の把握と、家庭訪問及び報告、その他連絡体制の再確認をいたしました。

4番の公民館等の社会教育施設のうち文化会館を除く公民館、図書館、歴史資料館、南総合センター、体育館、陸上競技場につきましては、町の新型インフルエンザ対策本部の指示に従い、5月18日から24日まで感染拡大防止を図るために臨時休館といたしました。その間の使用申請者につきましては、代表者に電話連絡等により休館についてのご理解をお願いをいたしました。連絡のとれなかった方については、窓口対応について協力を求めたところでございます。図書館につきましては、玄関先に本の返却受け付け業務のみを行

いました。また、職員につきましては、マスクの使用、外出後の手洗いとうがい等を行い、職員からの感染者を出さないように心がけました。今後も引き続き利用者には消毒液の使用をお願いするなど、感染防止についての啓発を行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育所での対応につきまして申し上げます。

5月17日に開催をいたしました新型インフルエンザ対策本部会議の決定に従いまして、公立の保育所は18日から24日までの間、休園措置、また私立保育園並びに認可外保育園につきましては同じ期間の休園の要請を行いました。休園期間中は保護者からの新型インフルエンザに関する相談、また保育園児の健康状態の把握に努めたところでございます。

また、この休園の解除後でございますけれども、園児の健康状態の把握をするために各保育園におきまして欠席者の事由別人数の報告を保育所のほうから社会福祉課のほうに報告を求めているところでございます。

また、保育所のほうでは保育士、また子供のうがい、手洗い、これを行うということで、インフルエンザ感染予防に努めております。また、お昼の食事時でございます、またおやつの時間につきましては、保育士がテーブルの消毒を行っております。また、園児が退園をいたしました後は、室内またトイレ等、園児がよく触れる場所、箇所の消毒を行っており、感染の防止に努めておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今の答弁に対して幾つか質問をいたします。

まず、職員にはマスクをするようにさせたということでしたが、この役場自体も聞くとところによりマスクが思ったとおりの枚数が手に入らずという状況であったと思うん

ですが、それで職員、ここの役場の職員はされていませんでしたけど、するようにというふうに言われたのかとかその辺ちょっとあいまいで、今お答えになったのだとそういうふうにしたんだということでしたけど、その辺を教えてください。

それから、学校において家庭訪問をしたとおっしゃってるんですが、それ、いや、聞いてびっくりしてるんですが、それ全部されたんですか。それとも、どういうふうにされたんでしょうか。テレビではそういうふうに行っているところがあって、それは映っていたのは私も見たんですが。ということと、それから今お答えにはなかったのですが、本町の場合、あした学校とか園とか休みになりますよというのは、ご家庭にはいつごろされたのか。公立でなくて、ある学校によりますと、休む前日の9時半ごろには既にもうあした休校ということがメールで回ってきております。これは後に質問される議員のこととも関係するんですが、この太子町においてはそのようなことはいつごろ連絡をされて、おうちの方のご都合とかもありますので、そういう辺はどのようにされたのか。

それから、今丸尾部長がお答えになった保育所の中でちょっと聞き取りにくかったのですが、保育所の事由別人数とおっしゃったのかよくわからなかったのですが、そのことをちょっともう一回説明をいただきたいと思います。

それから、役場のトイレにも消毒効果もある石けんが置かれていて、紙も張ってあるわけですが、来客の皆さんにも啓蒙するように文書、私も読みましたけども、私もトイレ行ったらびに手を洗ってますけど、職員の皆様はきちっとそのようにされているのであろうかということを聞いたかったわけでありまして。実際ここにはそういうものがないのかもしれませんが、一応私思いましたのは、子供たちに言うのであれば教職員も、また役場も来庁された方におっしゃるのであれば、率先してそのようにしていただけたらと。最近

見ていますと、どうもそういうふうな、時間もたちましたけど、感じでもございませんし、当時どうだったのか、一々見ておりませんので何とも言えませんが、その辺は、来庁者に求められるということでもありますから、町の職員、それぞれの部署の方もきちっとやっていただけたらと思います。お願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

マスクの使用につきましては、数に限りがございますけれども、家庭訪問するときには私ども町のほうから1人1枚、少ないんですけども最低支給させていただいて家庭訪問、体調管理、それを把握するといいいましょるか、健康上のことで、いわゆる担任が一戸一戸各家庭を回って状況等を把握したところでございます。

それと、この通知につきましては、17日に対策本部が開かれまして、その後18日以降24日まで臨時休業ということでございますので、18日付の文書を持ってなるべく早いこと回るといことで、一通りは1日か2日のうちで全体の学級のクラス回ったということでございます。

私のほうから以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私の答弁の中で聞き取りにくいという箇所がございましたので再度申し上げます。

休園解除後の措置でございますけれども、園児の健康状態等把握をしていくために、それぞれの園はもう毎日把握しておるんですが、それを欠席者についての事由別、発熱があるとか、そういった事由別で社会福祉課のほうにも報告をいただいておりますという処置をとっておりますということでございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 職員に対してでございますが、これにつきましても感染防止に努めるよう通知を出しております。熱やせ

き、くしゃみがあるときはマスクを着用し、他の人への感染を防止する。特に職員全員ではなく、窓口で町民に直接対応する職員につきましては各自準備をして対応するようという通知でございます。それと、手洗いにつきましても、同じくそういった中での通知の中で職員に対しての徹底をさせていただいております。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 職員にも率先してそういうことをやっていただけたらという趣旨で私は聞きました。私、別に一々立って見てるわけではございませんが、もしかしたらどうもそういう通知はされていたとしても、そうでない方もおられるかもしれませんので、私思うんですけど、こういうことはやはりそう指示されたら、指示された人たちも率先してやられる姿勢があってほしいなと思います。

それから、ちょっと学校には先ほど翌日から文書を持ってというておっしゃったんですが、要は各家庭にいつかと、朝それぞれのところに放送するように地域からされたのか、その辺をちょっとはっきり教えていただきたいんですが。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 学校園の通知でございます。

まず、18日に対策本部をしまして、18日から……

（服部千秋議員「17日」の声あり）

（副町長八幡儀則「17日」の声あり）

あ、17日、ああ、ごめんなさい、17日に対策本部、18日から24日まで臨時休業ということが決定いたしましたので、17日の日に学校園の連絡網を通じて各保護者への連絡をさせていただいたと。

（服部千秋議員「その日のうちに」の声あり）

その日のうちに連絡をさせていただき、18日には教育委員会からのお願いの文書、いわゆる臨時休業の文書、また学校園からのお知らせの文書、あわせてそれを持って家庭の

ほうへ訪問していったということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 これもなぜ聞いたかという、早くおうちに知らせてもらったらと思ったので言いました。実は、私も太子町の公立に行かれてる方に連絡あったか聞いたんですけど、まだないということでございましたので、町より外の、県外のあるところはもう早くに伝わっているけれども、この町内の公立は、正確な時間私覚えてませんけど、私が聞いた段階ではまだありませんと、多分あした休みになるん違いますかというようなことはその人には伝えて、結局そのようにはなりませんが、できるだけ早く、危機管理に対する対策ということは従来から、ほかの事柄でも話題になっておるんですが、できるだけ早く伝えていただきたいということは親の都合もありますのでお願いをしたいなというふうに思います。議会事務局からもあのとき、夜の11時何分かにメールが届きましたが、私は本町がそうなったというのはもっと早い段階では知っておりましたけれども、11時何分かのメールでした。ちょっとほかの周りを見られて判断されてたのだらうとは思いますが、しかしそういうことに対する対応をですね、よろしくきちっとお願いしたいということをお願いしておきたいと思っております。

では、続きまして4番目の質問に入らせていただきます。

教育長就任に当たってどのような教育を本町で行おうと考えておられるかについてお尋ねをしたいと思います。

まずは教育長、ご就任おめでとうございます。本町の子供たちのためにどうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、通告に従って質問をいたします。

教育長は太子町の教育をどのように行っていくと考えておられるか伺います。

(1)太子町の教育で特に取り組みたいと思っておられることは何でしょうか。

(2)本町の小・中学校で児童・生徒の学力

向上についてどのような対策を講じていきたいとお考えか。

(3)園児の指導の中で特に取り組まれたこと、配慮したいことはどのようなことでしょうか。

(4)生徒指導上の諸問題、もちろん生徒指導上以外の面も同様でございますけれども、特に生徒指導上の諸問題に学年団、生徒指導担当、主幹教諭、教頭、校長等、地域によっては副校長と言っているところもありますが、校長等が協力して対応していく体制を整えること、組織として対応できる体制を確立すること及び教員を育てていくことが大切であると思います。そのことは教育現場がしっかりとし充実したものになる基礎であるとは私と考えますが、同じご意見でしょうか。もしそうであるならば、どのようにしてそのような体制を各学校園で整えさせようとお考えか。

(5)楽しく、同時に有意義な幼稚園、小学校、中学校であると園児・児童・生徒に思ってもらうために教育委員会としてどのような点に注意し、どのような取り組みを行っているかと考えておられるか。教育長は就任のごあいさつの中で、学校園に勤務してよかった、学ばせてよかった、また住んでみてよかったと言われるようにやっていきたいという内容のあいさつをされました。私がここで書いておりますのは、もちろんそういう勤務してよかったとか、これは教員の立場ですね、それから学ばせてよかった、これは親の立場ですね、ですけれども、もちろんそれも大事ではありますが、ここに書いておりますように、子供たちが楽しく有意義な園だったな、学校だったなというふうに思ってもらうようにしていただきたいと思っておるわけですが、そのためにどのような取り組みをされようとお考えか。

(6)保護者の学校への協力を引き出すことは学校園にとって大切なことであると考えますが、保護者との信頼関係構築に向けて現場でどのような取り組みをするよう指導されようとお考えか。

(7)精神的理由等で職場を休む教師が少しでもなくなるよう、またそういうふうな先生が生じないように、生き生きと働けるように、どのような取り組みを校長、園長とともに行っていきたいとお考えか。

(8)教育長の思いが現場の各教師に届き、本町の教育が教育長の考えられるところから従ってなされるよう、どのような取り組みをしていこうとお考えか。お願いします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。このたびの議会等で初めての答弁で非常に緊張と、何をまとめた話をしていいのかわかっている次第でございます。意に添わないというんですか、ご質問に合わないかもしれませんが、私のまとめているものを感じを発言させていただきまして答弁とさせていただきます。

学校園の目的というんですか、は生活する喜び、それから学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくりというようなテーマのもとで6点挙げております。

1点目は、安全な生活、学びの場の確保として、保護者や地域との連携による信頼される学校園づくり。学校園の安全確保でございます。

2点目、学力向上と個性の尊重として、主体的に学ぶ資質を育てる取り組み。新学習システムを活用した学力向上の取り組みでございます。

3点目、心の教育の充実として、真のきずなづくりで心を育てる。実体験、実感の場づくりで心を育てる。心身の健康づくりで心を育てる取り組みの推進。

4点目、生活（生活指導）の充実として、触れ合いを大切にする子供に。包み込む、聞く、粘り強いを柱にした指導体制を構築する。

5点目、人権教育の充実として、自己表現の志を育て、共生の心を育成する取り組み。

6点目、教職員の資質、指導力の向上として、豊かな人間性と高度な実践、知の高揚を

図れる指導及び育成に努めるなどの項目を重点にして取り組んでいく所存でございます。

教育というものにつきましては、この6点のどれを重点として挙げるものではございません。例えば学力の向上と個性の尊重というものを重点的にやっても、生徒指導の充実が図られなければ学力の向上もうかがい知れません。そういう意味で、この6点が、6つの輪が両輪になってすべて同じ方向に向かって進んでいくことによって、この6つの項目の重点項目が達成できるんじゃないかなあと思っています。

それともう一つ、ご質問にありました(4)の体制の確立ですが、全く同感でございます。組織が崩れれば、こういう6点の重要項目は達成できるはずがございません。教師と管理職、そして生徒、幼児または児童並びに保護者、地域、そういう者が連携をしながらこれに取り組んでいくというような姿勢が大事じゃなかろうかなあと思います。

そして、中にはありました保護者の6点目の件ですが、この学校評価等を保護者または地域に出しながら、その評価を参考にしながら毎年反省点を課題を挙げて、そしてそれを解消しながら次年度に向けて教育の進展に向かおうと心がけております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 ここに質問したことを広い観点から6点にまとめてお答えになったと思うんですが、(7)番とか(8)番とかについてはいかがですか。それから、(1)、特に取り組みたいことはさっきおっしゃったことや言われたらそういうことなんですが、特にこういうことをうちの町で教育長はやりたいんやというような、そういう抱負をいただきたいんですが。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。先ほど(1)番のことで言わせていただきました件ですが、この6点について、どれを1点だけを取り上げて重点とするわけでございませ

ん。6つの項目すべてに力を入れ、そして6つの項目が、すべてが同じ方向に向かって進めるように鋭意努力をしていく所存でございます。

それから、7点目の(7)番目の精神的理由等で職場を休む教師が少しでも少なくなるようにというようなことは、これは行事を精選することによって教師の負担、そして教師が児童・生徒・幼児と向き合う時間を多くすることによって学力の向上も図り、心のケアも図りというようなこと、そして当の教師自体がそこで休養というんですか、心の安定を図れるというようなことで、授業時数の確保と教師の軽減負担と、軽減を負担を少なくするというようなことも考えております。

それから、私の思いが各教師に届きというような件ですが、毎月1回の校園長会等で、または緊急を要する場合には臨時の会議を開きまして私の意思が徹底いたしますように鋭意努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 先生のケアを、先生が子供たちと接することによって図るとかおっしゃったと思うんですが、子供たちは先生から学校からサービスを受ける立場でありまして、もちろん接する中でそういうことがあり得るということは理解をしますが、先生はあくまでも子供たちに対しては教える立場でありますし、子供とか親の立場にしますとサービスを受ける立場でありますので、今おっしゃったことが私はちょっと腑に落ちませんというか理解できませんでした。子供たちと接して先生が休養するというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、お答えください。

それから、授業時数を確保するというのは、授業の週何時間というのを確保して、それで子供たちと接することによって教師のケアを図ろうとされてるという意味なんでしょう。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 教師は子供と接しているときが一番心のケアになります。子供が元気であれば先生は元気になります。その元気の出るように子供と接する時間を多くすることによって先生は心が十分ケアできると考えております。そのために会議を少なくする、行事を少なくする、そういう意味で子供と向き合うというような時間、または子供と向き合うということは、子供の後ろにおける親と向き合うということにもつながってきます。そうすると、親の願いというものも先生のほうに教師のほうに伝わってくると。そういう意味で、子供、親というような三者が一つになれば教師の不安というものが解消され、心の安らぎができてくるんじゃないかなあという意味でございました。

以上でございます。

（服部千秋議員「授業時間数」の声あり）

あ、授業時間数は一応確保はできておりますが、やはり学力向上というものをかんがえましたら、より学力が、ついていけないというような子供に対して教師はその辺でもう少し時間があれば子供と接して、もう少し学力を上げられるなあというようなことが図れるんじゃないかなあと思います。そういう行事等を精選することによって、会議を精選することによって、そういう意味での授業時間を確保していこうと……

（服部千秋議員「先生のケアを図る」の声あり）

そうです。そういうことです。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今、教育長が答えられた点はちょっと私の認識とは違います。先生方の中で、もう教室に行くのが大変だから、例えば大分前ですけど、車の中に先生が閉じこもってしまって教室に行かないとか、そのようなことも聞いたことがあります、ニュースだったかも知れませんが、そういうような場合に、今教育長がお答えになったのは、子供

と接することによって先生がヒーリングをされていってというようなことなんです、そこまでいかないような先生がおられて、兵庫県でも、正確な数字は今覚えておりませんが、前教育長にも教育長室で聞いたりとかいろいろしておりますけども、そういう先生が実際にいるんですね。ですから、そういう先生をどうされるかということを知りたいので、教育長が今お答えになったのはちょっと軽くその先生の症状、症状という言葉がいいかどうかは知りませんが、その先生の状態ですね、思っておられるのではないかと。実際はそうでない先生方がおられて、しかしながら子供たち、親にしたら教育というサービスを提供してもらいたいわけですから、そういうことが、これも本当に大変難しいことですが、ないようにどういうふうにしようと思っておられますかということをお伺いしたので、多分深刻さの認識度が私と教育長では違うかと、聞いていて思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。問題のある、課題のある教師はどの時代もあるわけでございますが、今の時代にはやはり、何度も繰り返しますが、子供と教師の触れ合う時間が、向き合う時間が少ないがために教師の指導力が徹底しない、または保護者に徹底しないというようなことで精神的な重荷になっている教師が多いというようなことを聞いております。また、車の中に、おりられない教師というようなこともあろうかと思えます。それも学校だけの原因か、それとも家庭的な原因か、地域とのトラブルか、いろんなところの原因があるかと思いますが、そうならば管理職はその専門医と相談しながら、そして勤務時間等を相談しながら、それぞれのその教師に対する現場復帰に鋭意努力をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 私が思っておるのとちよっ

と違うような、違うようなというか、感じを受けるんですけど、私あえてここでこれを質問させていただいておりますのは、もうぜひとも本町の教育を今まで以上にいいものにしていただきたいと。そのためにこの職につかれたわけで、学校が本当に活力あるものとなるように。私は子供たちにとって本当にいい学校であったり園であったりしてほしいなと本当に思ってます。

私も以前教員の経験がありますけど、公立にいたときなんかですと、私立におった経験もありますけど、どうしても先生、皆さんはどうか知りませんが、私自身の反省を込めて申しますと、どうしても先生の立場でというか見てしまうというところが自分もありました。これは反省してます。本当に子供たちが、私はあのときよく怒ったけども、本当に子供たちが満足してくれていたのかなというようなことは、この年になって自分も子供がいて本当に考えさせるところであり、教えてた学校の同窓会があったときに生徒たちに対して、よう怒って申しわけなかったなあということは言いましたけど、子供たちがそのときに、そのときというか今満足して、また有意義でというふうなことになるために校長も、また先生方も、周りの者もやっていくべきではないかと私は思ってます。だから、本町の教育をぜひともよりよいものにしていただきたいと、そういう熱い熱意を持っていたいて、教育長の任に当たられて、この町の教育を日本で一番いい地方公共団体の教育になるという、しようと、そういう気持ちを持って取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

じゃ、終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 じゃ、3番公明党中島貞次、通告に従って質問いたします。

まず第1点目、いじめの問題についてお伺いします。

社会全般に人権意識の高揚が図られ、弱者へのいたわりを含めて、人権を尊重する考え方が広がってきたように思います。その基礎となるのは、ご存じだと思います、日本国憲法第11条、国民はすべての基本的人権を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来へ国民に与えられるとか、第13条に、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。このような憲法の精神を反映して現在の教育基本法や児童憲章が制定されたものと思います。

しかし、この憲法や法律、その精神と裏腹に、いまだにいじめは後を絶っておりません。最近も、あるご父兄からもいじめの相談を受けました。いじめに悩む子供や家庭がなかなかなくなる。強い者が弱い者に対して恫喝、おどし、ののしる、あるいは暴力を振るうなど、精神的、肉体的迫害をかけるなど、その方法はこそくであります。また、子供は大人の目に見えないところで集団的行動に出たりしております。その結果、被害を受けた子供さんはPTSD、心的外傷後ストレス症候群や、あるいは恐怖感、不信感、やがては不登校になっていってしまっております。

ここでお尋ねしますが、このような現実を小・中学校で把握しておられるのかどうか。昨年度の実態をお伺いしたい。

2点目として、そのいじめられた側、被害者及びその家族に対してどういうふう措置をされておられるのか。

3点目、いじめの加害者に対する指導はどうしているのか。

4点目、今後いじめをなくす方策としてどうしていくのか。

以上の点についてお伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせてい

たきます。

いじめとは、弱者に対して個人または集団で意識的に、精神的に、あるいは肉体的な苦痛を与えることであり、いじめられた人は想像もできないほど深い悲しみを味わうことになります。発見しやすいいじめとして、金銭の強要や傷害を与える暴力などの問題行動によるもの、発見しにくいいじめとしては、遊び、からかい、無視、いたずら、ふざけなど、行動として認識しにくいものであります。

いじめを許さない学校づくりとしまして、いじめの早期発見、早期解消に全力を尽くすため、全教師が問題の重大性を認識し、学校全体が一致協力する体制を、毅然とした指導を行い、親身に指導していくことであります。

この問題には、教師の役割、子供たちの役割、家庭での役割、地域での役割の連携した取り組みの重要性とカウンセリングによる充実であると考えております。

1の問題行動、いじめの件数ですが、昨年度、小学校ではゼロ件、中学校では5件となっております。

2番、3番の措置及び指導ですが、被害者、加害者とも状況把握の調査、原因の究明による報告や学校での指導、家庭訪問による継続した指導により対応しているところでございます。

4の方策につきましては、教師と子供、子供同士の信頼関係を深めることが大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今、ご報告いただきました。

まず、その中で感じますが、まず一つの精神的なというか、一つの思想として、教師も、各家庭のご父兄も、子供も、それから地域の方々、当然この三者連携して取り組むわけですけども、その考え方の一つとして、いじめた場合は、いじめたほうが絶対悪いとい

う、そういう思想、考え方をやっぱり徹底すべきだと思います。

最近ある教育評論家が言うてました。最近でもないです。前々からそういう話があります。いじめられたほうにも原因があるんだと。だから、いじめたほうばかり責めるんではないと。そういう、何とか腹立たしい発言がありました。いや、絶対そうではないと。今の大人の社会を見ても、DVあり、家庭内暴力あり、夫婦間のいろんな問題があったり、社会的な大人のいろんな暴力の問題とか出てきております。それらはすべて相手の人権を無視したすべての行動、行いがその根底になってると考えられております。それゆえに、それを大人たちだけで人権教育や人権を大切にすると訴えても仕方がないわけで、子供の時代から、その人権教育、相手の心を思いやる、相手の命、生命を尊重する、そういう精神、教育が絶対必要だと。それに伴って親に対する教育も案外必要だと考えておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。おっしゃるとおりでございます。いじめるほうは、いじめは犯罪でございます。いじめは絶対に悪でございます。今、次長のほうから言いましたように、早期発見をすることが何よりの解決方法じゃなかろうかなあと 생각합니다。早期発見するには、やはり教師と生徒・児童・幼児ですか、その信頼関係がなければなかなか、いじめは見えにくいところで起こっております。ちょっとした心の変化、または行動の変化を見逃さない教師の指導力も必要じゃなかろうかなあと 생각합니다。教師もそういう面で絶えず研修を積みながら、また保護者との連携をとりながら、それを身近なところのいじめというのを発見し、そして解決していくというようなことをしていかなければならないんじゃないかなと、いつも考えております。

また、子供は指導しなければ、これがいじめであるということがわかりません。ですか

ら、小さければ小さいほど、これがあなたはいじめたんだと、これは悪いんだぞというようなことをきっちりと指導して、そして保護者にも連絡すると。そして、家庭と本人と学校とが同じ意見を持って指導していくことが最大の指導になるんじゃないかなあと思います。それには必ず連携というもの、コミュニケーションというものを欠かさず、この連絡等をしながら子供を見守っていくというようなことがいじめをなくす学校園、地域になるんじゃないかなあと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。今の教育長の発言を受けまして大変心強く思いました。

実は、私の子供もいじめを受けておりました。小さいときから大きいときまで、例えば保育園に行っていた子がどうしても、いじめられてもう保育園行くの嫌やということではかへ変わりました。また、別の子ですけども、小学校6年のときにいじめに遭いまして、3カ月間不登校になりまして、卒業式だけ参加しました。最近も、中学生ですけども、同級生がどうしてもクラブの先輩からいじめを受けたりするという場合もあります。そういう意味で、いろんなところで結構あるものです。そういう意味で、私は一つの方策として、絶えず教師と、学校では教師と子供しかいませんから、教師と子供とコミュニケーションをとる、信頼関係を結ぶということがやっぱり大事だと考えております。そういう意味で、先ほど言われました少しの行動、少しの体の変化、表情の変化を素早く的確に見きわめる。そこで、あら、ちょっとふだんとはちゃうなあというところをやっぱりぜひ見つけてほしいと、そういうふうに要請したいと思います。

そしてもう一点、いじめられた側から考える、いじめた側の親の立場。どういうものかといいますと、こういうことでしたよと相手の親に直接電話します。ところが、親は、え

っ、そんなんですかと、全然知りませんと、まさか自分の子がいじめをするとはと、そういうふうな状況でなかなか、いじめられた側の親は実際に被害を受けてますからわかりますけども、いじめた側の親というのは案外わからないものです。そういう意味で、やっぱりご父兄の方にも、そういういじめというのは結構目に見えないところであるんですよということをやっぱりこれからいろんな場を通じて、PTAもありますし、やっぱり啓発していただきたいなと、そういうふうに考えております。その点についていかがですか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） そのとおりでございます。これは、いじめる側、いじめられた側の二者だけの問題じゃございません。世論とし、全体の地域とし、それが高まらなければやはりこれはなくなる問題じゃないかなあと思います。絶えずその学習の中で、または講演の中で、また保護者等々の中で、このいじめについて話題を提供し、または情報を提供し、そしてみんなで考えていく、こういう姿勢を絶えず持っておかなければ解決する問題ではないと考えております。再度繰り返しますが、いじめは犯罪でございます。そういう認識で地域の方または全体が取り組んでいくという、そういう発想のもとでアンテナを高く持っておく必要があると思ってます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 大変ありがとうございます。

今後とも生徒たちの未来に対して、例えば学校時代にいじめを受けた、それによって将来の人生が大きく変わる場合があります。私の知っている人で、これは子供からのいじめではありませんけども、学校の先生の態度のあれによってPTSDにかかり、中学も変わり、中学行っても不登校になり、今はちょっと最近の状況聞いておりませんが、少しのいじめやそういう体験が将来にわたって大きくその子の人生を左右するという非常に大事な

義務教育期間でありますので、今後ともまた教育行政に全力で取り組んでいただきたいと、これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

次、2点目に移ります。公民館のバリアフリーについて伺います。

今日、ユニバーサルデザインも大変普及するようになりました。高齢者や障害者の方が公共施設へ出入りがしやすくなってきた感があります。

ところで、太子町内の公民館等では各種講座が頻繁に開かれております。特に多くのお年寄りが参加されているのを見ております。これは絶好の生涯学習の場である、そういうふうに考えています。しかし、私も時間と余裕、時間があれば石海公民館学習講座や南総合センター、人間の生き方講座にも出席しております。そのときにちらっと話を聞きますが、どうしても2階の大きい部屋で開催されるわけです。そのときに、どうしても階段しかないわけです。だから、不便そうに手すりを持って一步一步と上がっておられる様子を見ます。その中には、もう来んとかと、もうやめよかと、行くのん大儀やなあという声も聞きます。これからますます高齢化社会が進む中で公民館を利用するお年寄りは増える一方、その2階への、1階に料理教室とかそういうできる施設ありますから、別に1階はさほど問題ではないと思うんですけれども、2階へ上がりおりは何かできないものかと考えております。一番にすぐ思いつくのはエレベーターであります。それがあれば足腰の弱くなった高齢者であっても、車いすの方でも2階へ上がることができるわけです。これからの時代を考えますと、高齢者の方のそういう視点で、見方で行動する必要があるのではないのでしょうか。その点についてご意見をお伺いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

公民館のバリアフリーについてでございま

す。

近年においてはノーマライゼーションという概念がよく語られるようになりました。その実現のためにも各公民館につきましては、福祉のまちづくり条例に基づき、スロープ、手すり、トイレ、点字ブロック等の整備に努めているところでございます。ご指摘のように、このほかエレベーターの設置が望まれるところで、十分認識は持っているところでございますが、構造上の問題や既存の不適合部の改修など大規模な工事が必要となります。工事中の利用制限等も生じるため、今後利用状況、施設の規模等を考慮し、大規模改修、耐震改修なども視野に入れながら今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今言われましたように、スロープとかのバリアフリーデザイン、いわゆるユニバーサルデザインも非常に普及されるようになってうれしい限りであります。エレベーターの設置ですね、何とかして早く、言う前に考えておりますが、やっぱり中央公民館ですか、耐震化の問題もありますし、どうしても、もともとエレベーターのない建物ですから、そこへつけるとなると相当の規模になると思います。それは承知しておりますが、やはり今後の方向性としてはぜひともエレベーターの設置は必要であると、そういうふうに判断しておりますので、またこの点、今の次長の答弁で一応考えておられるということなんで、またよろしくお願いいたします。

続いて3点目です。緊急メールについて伺います。

現在は携帯電話の時代であります。各家庭に複数台あり、必需品になっております。その携帯電話も使い方によっては非常に便利なものであります。私は今防犯メールに登録し、網干及びたつの警察署管内で起きた事件をメールで配信してもらっております。特に最近多いのが網干管内で下半身露出事件、こ

れが早朝によく起きております。早朝といいますと、どうしても児童・生徒の通う通学時間帯であります。これがいつ太子に来るとも限りません。そういう意味でちょっと危惧しております。しかし、警察に直接登録している方は別として、学校からのそういう緊急メールは太子町では現在行われていないのが実情であります。他市町では既に実施して大変ご父兄にご好評だということを聞いております。学校からの緊急連絡がメールで早く情報入手できます。各クラスには電話連絡網がありますが、電話をしていると時間結構かかります。それから、最終確認も必要ですんで、一番最後の方は一番最初の方へ電話してくださいとか。もし不在であればもっと時間がかかります。そういう意味で、メールであれば時間も場所も関係ありません。どこに、北海道にしようが、仕事先で遠いところ、大阪にしようが関係ないわけです。そして、時間、夜遅くてもメールだと緊急な場合入ることができるわけです。そういう意味で非常に便利なわけです。その実現を町として考えてみてはどうかと思います。今現在議員にはいろんな、委員会の行事とかということでメールがどんどん入ってきております。メールといいますと、例えば教育委員会の管理課のパソコンから一斉に各Eメールへ送信すればそれで済むわけですから、費用的にもそんなにかからないと考えております。URLで登録すればオーケーなわけです。特に急に学校が休みになりました、あるいは学校の行事を、それ以外にも学校の行事をお知らせしたり、不審者情報を流したり、あるいは中には学校からの連絡が何らかの手違いで親が知らない、子供が渡さないという場合もありますでしょうし、渡したけども、その紙どこ行ってしまったかわからなくなったと。ところが、メールであれば、消さない限りもつわけですから、それで便利だと、そういうふうに考えておりますが、教育委員会としてどういうふうに今後されるか、お考えをお聞きます。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

緊急メールについてでございます。各学校施設における連絡体制の手段として連絡網、今現在では電話でございますが、それぞれ整備されているところでございます。今回の新型インフルエンザの対応についても電話による連絡網で行っております。新聞報道では携帯のメール配信が効果を上げ、システムを活用する学校が増えていると、そして緊急の連絡が短時間にでき、迅速性のある有効な手段としての内容でございましたが、学校での携帯緊急メールの活用につきましては、今後いろんな角度から研究はしていきたいと。以前にも学校でそういうPTAとの連絡会議の中でたびたびそういう話題は上がってるようでございますが、まだそこまでは必要性は感じてないというようなことで立ち消えといひましょ、まだそこに至ってないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 メールというのは非常に便利で、昨年地域の子供会の会長させていただきましたが、すべて各隣保の担当の母親に対してメールで連絡しました。いついつ何々がありますと、また緊急で、この日寄ってくださいとかというふうにして。だから、母親は働いている場合も結構あるわけです。夜働く人もありますし、昼間不在で働いている場合もありますし、そういう意味でこのメールというのは非常に便利な代物です。そういう意味で、費用的にもそんなにかからないと思います。あとはシステムの問題で、どういうふうにするかというたらそれだけの問題ですんで、これもPTAからもそういう要望があったということ今お聞きしましたんで、今後ともさらに、少しでも早く、今回の新型インフルエンザのような場合もありますんで、これからの時代、ある人が言われました、何が起きるかわからない時代だと。新型インフルエンザもそうですけども、そういうこれからの

時代だという意味で、何が起きても即座に対応できる、そういうEメールだと思うんで、今後ともさらに普及啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、その決意だけ、次長、お願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） この問題につきましては一度検討をしていきたいというふうに考えます。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 続いて4点目ですけども、今度は学校の芝生化についてであります。きょうは教育委員会関係ばかりで申しわけありませんが、ほかの部長さんはゆっくり聞いといてください。

地球温暖化は歯どめが現在かかっておりません、なかなか。京都議定書の効力を現実のものとするべく省エネ家電やエコカー、エコスタイル等々行われている中で、今全国的に注目をしているのが学校の芝生化であります。当町の上田議員からもご指摘があったと思います。ご存じかと思いますが、校庭を芝生にするということであります。古い頭には当然考えられない、そういう発想であります。

政府の新たな経済政策にはスクール・ニューディールが掲げられております。文部科学省はPTA、地域、NPO団体等と連携し、芝生の維持管理を促進することで地域との連携が進むことを視野に入れているということで、大阪府でも橋下知事が今検討に入っていることを聞いております。

全国で現在165カ所で学校の芝生化が行われております。その利点として、1つは地球温暖化に歯どめをかける効果。それから、ヒートアイランド現象を防ぐ。また、視覚的な効果、目にいいということですね。それから、地面からの太陽の照り返しが無い。また、学校での事故防止に役立つ。あるいは、緑、緑な、新鮮、フレッシュということですけども、効果があるなど効能は多く期待でき

るわけです。スクール・ニューディール政策の一環としての芝生化についてお伺ひします。

1つは、鳥取県でも低価格で実現していますが、その考えについて問ひます。

2点目、また予算が問題であれば、モデル校を選び実施してみてもどうかと思いますが、以上の点よろしくお願ひします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校の芝生化についてでございます。これにつきましては、いろんな効果や課題もございます。事業効果としましては、事業の実施校では、ただいま議員のほうから言われました、子供たちの変化としましては、芝生の感触を肌で感じているとか、外で遊ぶ子供が増えたとか、転んでも安心であるとか、けがが減ったとか、遊びの場が広がるとか、精神面では、緑が目優しいとか、落ちつく空間ができたとか、学校の潤いの雰囲気がある等、いろいろとあります。環境の変化では、トンボや鳥が園庭に増えたとか、目に優しい、砂ぼこりが非常に少ない、土砂の流出被害が減ったとか、いろいろとございます。

また、課題としましては、維持管理に人手と時間がかかる、児童数により芝生の傷みが非常に激しいとか、芝の養生の期間、遊び場の確保どこにするのかと。人手、経費において設置後の維持管理の不安があるとか、芝の管理の専門家がいなくて、芝生化について問題は、全面的にするのか、一部にするのかとか、いろいろ今後研究していく課題があるというふうに認識いたしております。非常にここら辺でいわゆる芝生というても管理の問題、経費の問題、そこがネックであろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 先ほどの質問の中で鳥取県の場合をちょっと言いましたが、鳥取県については調査されましたかどうか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。  
○教育次長（塚原二良） それについては調査をしてないんですけども、全体的に今申しましたように実施校の事例、こういういいところ、メリット、デメリットのなところがあるというところで判断をいたしております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。  
○中島貞次議員 鳥取市議会に我が党の議員が、桑田議員というのがおられるんですけども、その方は、鳥取方式というのは1,000平米で5万円以下、植えつけですね。だから、およそ300坪ですか、300坪が約5万円以下で済むと。これ50センチ間隔で植える、高麗芝じゃなしにティフトン芝ですね。ポット苗ですから、こう植えていくと、べたべた張りつけでなしに、こう植えていくという感覚ですね。これ、あくまでも専門業者要らないということを知っています。これは子供や地域の人と一緒に校庭づくりに参加できると。強い芝で、植えた後すぐ使えるということです。普通の高麗芝であれば、張りつけてもやっぱり一定期間置いて根をつかすまで使用できないわけですけども、この芝の場合は植えたらすぐ使えるということです。2カ月半で全面芝生になるわけですから。それで、しかも車もオーケー。普通の芝であれば車を乗りつけますと当然傷みます。だめですね。除草剤と農薬は一切使わない、そういう芝です。維持費は年間、小学校で大体二、三十万円プラス水道代ぐらいというふうにありました。環境面では、今次長も言われてますけども、例えば土ぼこりはしない、水たまりはない、当然二酸化炭素、ヒートアイランド対策、景観もよい。こんな声もあります。例えば夏の気温が一、二度下がった。これは現実なわけです。ただでさえ最近暑い暑い、もう昔に比べてごっつい暑い暑いといわれるのに、逆に一、二度気温が下がったという効果もあるわけです。先ほど次長が言われました。子供の外遊びが1.5倍に増えました。例

えば5年の男女が、50メートル走が1秒速くなりました。これはすごいことなわけです。0.2秒、0.3秒は速くなっても、1秒も平均で速くなるというのは、やっぱり外遊びの効果が大事なわけです。人間が非常におおらかになったなどなど大変好評なわけです。また、一説には、大リーグ、ヤンキースの松井選手が手首を骨折しました。あれは小さいときからの芝生のスライディングの仕方が体が覚えていないと。どうしても芝生でないと、土の上でスライディングするというなら怖いですから、当然すりむきますから、そういう癖がついていない。芝生ですと別にスライディングしようが何しようが滑るわけですから、けがもしないと。という意味で、そういう土のグラウンドになれているがために松井選手も複雑骨折をしたんじゃないかというふうに、大リーグの選手はもともと芝生ですからスライディングしようが何しようがなれとうわけですけど。というふうに考えられとうわけで、そういう意味でひとつ、鳥取市の場合の例を参考にしながらでも今後やっぱり地球温暖化という大きな観点から考えると、2点目の問いにもありましたけども、モデル校を一つ選んでひとつ設置してみてもどうかと、そういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 今いろいろとヒントなりいただきましたので、一度そこら辺につきましては研究をしてみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今、全国からその鳥取市へ議員団がいっぱい来て視察調査をしておるということです。この間も茨城県からわざわざ鳥取市まで来たりとかというふうにして、結構調査して話題になっとうわけです。そういう意味で、今後また考えていただきたいと思います。

そして、これがやがては、先ほどの一番初

めに戻りますけども、いじめの効果にもやっぱり一つ機能するのではないかなと考えております。

最後にですけども、今何点か述べました事業については当然財政面でお金が要るわけですが、国が21年度1次補正予算で地域活性化・経済危機対策臨時交付金、総額1兆円が交付される予定になっております。太子町にも1億1,500万円ぐらいが交付される見通しと伺っております。要望ですけども、有効活用に努められ、新たな事業展開をお願いして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をいたします。

一応、太子町教育長の人事についてということで質問になるんですが、このたび新任の寺田教育長におかれましては、この職歴を見ますと数々の職を歴任されて、このたび太子町教育長という重責につかれて感慨深いものがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。先ほども教育長は新任において緊張されておるといふふうなご発言もあったんですが、私も半分緊張しておりますので、よろしく願いをいたします。

太子町の教育長の人事についてということでですね。このたび圓尾教育長の後任に寺田教育長が議会のことで賛成8、反対7ということで、教育委員になられて教育長に就任をされましたが、この結果を踏まえて、教育長、率直にどう思われておりますか。

○議長（熊谷直行） 井川議員、この質疑の趣旨は、後任が太子町にはいなかったかという質問ですよ。考え方については今さっき寺田教育長はほかの2名の方に十分答えられてと思うんですけども。答えられてなかったら教育関係が答えていただいたらいいと思うんですけども、既にもう答えていただいていると思うので、ちょっと本来の通告の趣旨に

従って質問していただけますか。

○井川芳昭議員 じゃ、それじゃまた言わせていただきます。

それでは、教育長のことですからね。太子町の住民はいつも、圓尾教育長のときから、なぜ教育長はたつの、揖保川町の方ですか、にしてもらわないといけないのかということがもう常々これ言われておりまして、今回圓尾教育長がおやめになられるということで、今回は太子町の方が選ばれるのではないかなということを望まれておりましたんですが、結果はまた寺田教育長、揖保川の方ということで、これに対して当局のほう、教育長は太子町の方になっていただきたいというようなお気持ちはございますか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、人事案件の一つでございます。我々そういうこともいろいろと考えますが、この今時の教育長人事におきましては、やはり人物的に、どなたがいいだろうと、いろいろと検討また吟味する中で寺田教育長が適格者であるということで、私もこうして議会で同意いただいたところでございます。その点をご理解お願いしたいと思います。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川芳昭議員 いろいろと人策も大変だろうと思いますが、できるだけ住民の方々が、太子町にもいろんな、さまざまな有識者の方、また学識者の方がおられるというふうにも聞いておりまして、私もまだ若いですが、どれだけの方がおられるのかというようなことは詳しくはわかっていないわけですが、できるだけ教育長というのは太子町の方でという要望がございましてね。私に思うに、当局は探されたことというんですか、どうしてもこの太子町の中で探そうとされたことっていうのありますか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、探す探さんということではございません。我々もいろいろと、人の配置でございますので、十分に精査

した中で考えさせていただいたというところ  
でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川芳昭議員 それでは、質問になるんですが、教育長っていう方っていうのは、どのような資格とかキャリアがあればなれる仕事  
なんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、教育長さんの資格というのは、別にどうであるという資格  
等々は特に関係ございません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川芳昭議員 現に寺田教育長は平成18年から21年3月まで東中学校の校長先生をされていたというのは私も承知しておりまして、同僚議員の話を伝え聞くところで、平成20年4月にですか、たつの市のほうの学校から本町の太田小学校のほうにご子息の、息子さんですか、この方が太田小学校にかわってこられているというような話も聞きまして、私はこの話聞いて、ああ、そんな近くにこんな方がいられたのかというふうな話を聞いてびっくりもしておるんですが、こういったことが本当に何か余りにも倫理観がないのかなとは思いますが、その点についてどう思われますか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、この一般質問の中でそういう質問はいかがなものかと、このように思います。私自身は、この今の教育長さんに就任していただくのに適格であるかどうか、それを判断させていただきましたので、その点ご理解をお願いします。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川芳昭議員 寺田教育長って言われる方はですね、あの、まあ……。じゃ、やめていいですか。

（桜井公晴議員「やめんでもええがな」の声あり）

（北川嘉明議員「続けんかい。続けた

らええんや」の声あり）

（嶋澤達也議員「まあゆっくりしたらええがな。ちょっと質問の通告簡単に書き過ぎたから。通告になかったらあかんという言いよってんやから」の声あり）

（副町長八幡儀則「品位ある質問していただいたほうがいいと思います」の声あり）

（北川嘉明議員「質問続けたらええやんか」の声あり）

寺田教育長におかれましては、これも伝え聞く話ですが、前任者の圓尾教育長とかなり親しい仲にあられたという話も聞きました。

それについても、こういうことがあったりするのかなというふうに私も疑問符を投げかけるわけですね。その中で、これプライバシーの問題でもあるので非常に私も言いにくかったですけども、私がちょっと聞いて腹が立ったのは、今年の太子東中学校の卒業式なんですけど、かなり厳粛に行われて、この話は福祉の委員会でもお話をしたと思うんですけども、太子東中学校の卒業式のときに卒業生一人ひとりが名前を言われて、一人ひとり立ってあいさつをしている状況にあったんですけども、私が静かに見ていると、名前を呼ばれても立たなかった生徒というのがおられたような気がしまして、あれ、名前だけなのかというようなことと思ひまして、そのとき見間違えなのかなと思ひましたけども、後でPTAの方にそんな話をしたら、いや、それはいじめられて二、三人の方が来られてなかったんやということで、一人の方は夏休み終わってから卒業式に至るまで学校に来ていないということで、そんな方がおったのかというふうに話を聞いたんですけども、その中でそのいじめられてる、いじている側の子は大体目星がついてわかっているんだというような話も聞きまして、一番ひどかったのは、その話の中で、女の子が教室の中から……。

○議長（熊谷直行） 井川議員、これあくまで一般質問ということをご理解された上で質

問.....

（上田富夫議員「そんなこと言うなら、おまえ、答弁、おまえ、わしに対してせなんだことについてもっと責めんかい、ほんなら」の声あり）

何を。

（副町長八幡儀則「質問の要旨から全然外れてもとうやん」の声あり）

はあ。いや、だから、それを、あくまで一般質問ですから、質問の趣旨を踏まえて質疑してくださいね。だから.....

（桜井公晴議員「だから、いじめがなかったんかということで聞いとんや」の声あり）

そう。いや、だから、それを質疑として発言してください。続けてください。

○井川芳昭議員　じゃ、続けますね。

（副町長八幡儀則「だから、質問の要旨とは外れてるのは意味ないやん」の声あり）

（桜井公晴議員「そういうことと違うがな」の声あり）

そのときに、話を続けますが、教室の中で家のかぎをとられたというようなことがあって、警察が中学校に来ていたという話を聞きました。それで、教育委員会もそんなことがあったということを聞いておるかという中で、そのとき教育委員会は聞いていないと。そんなことも報告していなかったのかということですね。その当時の校長先生はたまたま今おられる寺田教育長だったんですがね。それについても、何でこれを報告していなかったのかというようなことで、こういった方が僕は適任者かどうか分からないんですね。先ほども寺田教育長がPTAとの信頼関係とか、そういうことも言われてました。それを聞く中で、ちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、寺田教育長、どうお考えですか。

○議長（熊谷直行）　いや、これはね、あの.....

（桜井公晴議員「町長、町長に」の声

あり）

ええ、町長に聞いてください。

（桜井公晴議員「適任者かどうか言うとんやから」の声あり）

そう。だから、勝手に指名しないで。

じゃ、町長、答弁お願いします。

町長。

○町長（首藤正弘）　お答えします。

この件につきましては今いろいろと言われておりますが、やはり私はそのときはそのときで最善の策を尽くされたと、このように思うところでございます。議員のほうも今こういうふうに聞いたとか、そういう話でございますので、どうかと、このように思いますが、私はこの人事においては適正な方を選ばせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行）　井川議員。

○井川芳昭議員　先ほどからもいろいろと言われておりますけども、私も自分がつくって、話をつくってるわけじゃないんで、町民の声がそうやって出てきたということで、それはいかがなものかなということで話を聞いただけでね。私もPTAに入ってる一人ですからね。だから、そういうこと踏まえて、少しでも風通しのいい、もう少しいい方策はなかったのかと。ちゃんとした報告をしていてやればもう少しいい方向があったんじゃないかということだけ言いたいんです。この人事に関しても今後、余分な時間になりますけども、人事のことですから総務委員会なり、この話については福祉委員会で論議していただきたいなというふうに要望しておきます。

これで質問終わります。

○議長（熊谷直行）　以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員　通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に、介護保険のあり方についてであります。この保険の改定、見直しに当たりま

しては、保険あって介護なしに拍車をかけることになると。だれもがお金の心配をすることなく、必要に応じて安心して介護を受けられる制度への改善こそ必要であると、こういうことは再三言ってきたわけでありますが、その中で新しい要介護認定制度っていうのは今も国会でも、また各地で問題になっておりますが、軽度判定を増やして給付抑制をねらうものだと、こういう批判が相次いでおるのは事実であります。この認定制度については見直しがさらに必要だということで、一応形としては軽度判定をされても元の判定で進めるといような方向は今のところ答弁でも出ているようですが、やはりこの制度そのものが機械的で、結局給付抑制を行う制度であると。こういう点でやはり撤回して、本当に心配の要らない介護制度に見直すべきだと思うんですが、その後の経過と取り組みについて説明を求めます。

それから、制度は、お金の心配をせずにつでもだれでもが必要に応じて安心して受けられると、これが本旨だと思うんです。その点が担保されたり確保されたりしてるかどうか、これも検証が必要でありますので、ここで伺っておきたいと思います。

それから、従前の認定者が新のこの認定制度によってどう変わったか。これは毎月、要介護の認定者数等の報告を受けているわけがありますが、これまでとどこがどう変わって、認定者の状況が変わって、またそれをどう補完ができるかということについて説明を求めます。

そう言いますのは、状態が変わらないのに要介護度が下がりますと支給限度額が減ります。また、サービス利用の継続に大きな制約が生じてまいります。これらの実態と、軽度に認定がえをされた者に対する救済等の取り組みが私は必要だこう思いますが、それらの取り組みについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 介護保険のあり方につきましては、先の定例町議会におき

ましても一部出てまいりまして、ご答弁申し上げたわけでございますけれども、要介護、要支援の認定法につきましては今桜井議員さんご指摘のとおりのお心配がなされまして、国のほうでも急遽一部修正を行ってまいりました。

最後に、この救済等の取り組みのお尋ねでございますが、これら含めまして要は経過措置をもって、俗に言います修正、訂正という措置が国のほうでなされてきております。今現在、国のほうでは要介護認定の見直しに係る検証・検討会が設けられておりまして、具体には恐らく6月以降となると思いますが、それぞれの各保険者の新しい認定基準でもっての給付が始まります資料が出てまいりますところの時期が6月以降ということでございますので、本格的な国での検証はそういう時期になろうかと思いますが、現在そういった検討会が開催をされております。

この検証期間中の利用者の方々に引き続き安定的なサービスの提供を可能とするということが国のほうで大きく報じられておりますし、桜井議員さんもお承知のとおりというふうに思うわけですが、この検証期間中におきまして、それぞれの市町間において経過的な措置を行うこととしておるのが、その後の経過、取り組みでございます。この経過措置の内容につきましては、今議員さんのほうからもおっしゃいましたとおりでございます、要介護、要支援の更新に係る認定申請者が申請を行うとき、以前、その前回の要介護状態を希望する方を対象として、更新結果にかかわらず前回の介護度を引き継ぐというものでございます。

次に、本町の実態を申し上げますが、この検証の開始から5月末日まで、5月末日までの間の更新申請があった方は68人でございます。2次判定の結果、介護度が前回より上がった方が21人、前回より下がった方が8人ございました。上がった方21人、下がった方8人、このうち俗に言います介護度はアップしましたが前回のままで介護度結構ですと言

われた方が4人で、逆に軽度に認定をされた方が6人の計10人でございます。調査項目の見直し、今回の見直しによりまして、従前心配をされておりました、明らかに軽度判定が低いというんですか、という例は今のところ本町では明らかにといった著しい例はございません。見直しのこれまでの更新の状況を数字的に比較をいたしましても、今回68人中、介護度が下がった方8人、率にしますと11.8%になるかと思いますが、一方で平成20年度1年間の数値を見ますと、全体でこの下がった方の比率が8.6%でございまして、この検証期間から5月末の期間は非常に短いわけですが、それら2つを比較しまして大きな乖離はないというふうに思います。前回よりも介護度が下がった人の中の多くですが、やはり前回の調査時のときに、ちょうど介護申請をしなければならない時期でございまして、俗に言いますと急性期、体のぐあいではいいですと急性期、ちょっとぐあいの悪い当初の時期であった方が、半年を過ぎましての更新時期には回復期に入られまして、非常に自立度合いの方向に進まれた方がございまして、中にはリハビリの効果がございまして、これも自立の方向に向かわれた方がおるということでございます。実態等は以上でございます。

もう一点、だれでも必要に応じて安心して受けられるようになったかという検証はどうかというお尋ねがございましたが、これも介護保険という大きな制度の中で、今言われます必要なサービスで安心した老後ということでございますから、いろいろな観点があるかと思いますが、全体を通して介護保険の創設の趣旨の方向ではございますが、やはりまだ完全にといったことからいいますと、まだ若干これから努力しなければならない点があるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今、説明がありまして、一応太子の場合で、いわゆる3月31日現在の報

告によりますと、全体の要支援から要介護5までの認定申請者というのが857名、前年末で。そして、4月30日で867人ですよ。それで、実際にサービスの受給者の数は、これ1、2月、あるいは在宅介護、それから地域密着型の介護、施設サービス、それぞれ今のデータの的には1、2月しか出てないんで、私はその資料しかないんですけども、それらがどういうふうに変わってくるか。基本的に言えば、認定の度合いによってサービスの利用継続に影響与えるし、医療で閉め出される人たちもかなりいるわけですから、そういう中でこのそれぞれのサービスがより充実させられないと介護保険の意味がなくなると、こういうようなことでございますから伺っているわけです。

現状が再認定で、受給者の状況というのは、認定申請者と受給者の状況というのが大分違うんでありますからわかりにくいですが、一応より厳しく介護が必要となった人と、それから軽度に判定された人が8人ということで、このデータ、数字的にはこれがありますが、全体の介護保険対象者が、ここまでのいろんなことが言われて、もし自分が介護を受ける立場になったときに本当に安心して受けられるんかと、介護保険料だけ取られて安心できんのかなと。今の年金のことじゃないですけども、そういうことがたくさんあるわけですから、全体としてやはり介護保険対象者40歳以上の者が保険料をかけさせられているわけですから、そういう安心できるような状況が確保されるっていうことが発信されない限りこの不安は解消されないと、こういうふうに思うんですね。

だから、そういう点での取り組みとして今、私は本町の施政方針でも、健康でいきいきと暮らせるまちづくりにおいては、すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らせるように保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりと、これを標榜してるわけです。だから、この立場でどう、介護保険制度はよ

り一層改悪される。先ほど言うたように給付を抑制するっていう方針で今のマニュアルとかができとるわけですから、これをこのとおりになせないという運動が地域でも、また地域から要求されないといけないと、こういうふうに思うんです。そういう取り組みと、それからそのほかの施策でも補完することが大事だところ思うんですが、その点と。

それから、今回は一応全国的にも施設関係者やら、また心配をする向きからも、厚労省がやろうとしていることに対して、マニュアルに対していろんな批判が出てきて、一応はちょっと軽度に判定された人が以前の認定を希望する場合はそれでいいというような形で経過措置的に言うたけれども、このマニュアルは変えようとしてないんやね、今。厚労省自身は、この検証するけども変えようとしていないと。今の現状は、内部文書からもそれがはっきり出てきて問題になつとると。それが不安をより一層助長するような形になっておると。こういうことですから、もともとつくったこのマニュアルそのものが、認定審査会なんかきちんと認定をして、そして介護の必要な人たちの状況をつぶさにつかんだ上で介護判定を行うと、こういうこれこそ血の通った取り組みにしないと、こういうことで私は言うतんですよ。だから、国はほんまに、言うところけれども、一時的にはそうするが、今回言い出したことを変えようとしてないと。ここが問題なんです。変えないと、機械的な判断でさらにサービスを抑制するような、軽度に認定する仕組みになってしまうと。これが警鐘が鳴らされていることだと思うんやね。その点はよく研究をして取り組むという必要があるから私はしつこく聞いとんですわ。だから、その点はどう取り組むかが問題であります。

それで今、私は、法律は老人福祉法もありますし、また介護保険法もあるわけです。介護保険法もどういうふうに、これまでも言ってきているのは、やっぱり説得するだけの法律の趣旨が説明をされてるわけですから、介

護の必要な人に介護を行うということで制度を発足させてこういう取り組みをしてるんですね。この目的は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うというのが介護保険法でしょ。だから、これがちゃんと地で行かれなあかと、そういうことを言よんですわ。そやから、そのためにはこれと矛盾するような、これに背くようなこの今回のマニュアルだと。そうでないわけじゃないんです。だから見直すんでわ、変に。一時的には軽度に判定したものを前と同じでもよろしいよと言うたりするというのは、これ自体が問題なんです。だから、チェック項目も違いますし、そういう点でよう研究して、やっぱり地域の人たちが安心できるように行政も働きかけ、それを不足する部分については一般行政で補完すると、これが私は施政方針などで言っていることを含めて大切なことだと思いますから、その対応について伺っておきたいと思えます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 介護保険制度の趣旨といいますか目的といいますのは、もう今、先ほどおっしゃったとおりでございます。その法の趣旨に沿ってそれぞれ介護保険がなされておるというふうに思っております。

その検証の結果によるということなんですが、それまでの間とりあえず経過措置がされると。その後は、今私も聞いておりますのは、その実施状況を把握をし、結果を検証した上で必要な見直しを行うという厚生労働省の通知をいただいておりますのでございまして、その範囲でございます。今後、前回は桜井議員さんからご指摘がございましたが、やはりより介護保険の趣旨に沿うように、自治体、保険者で特に補完すべきではな

いかということでございましたんですが、これも前回ご答弁させていただきましたように、自治体の俗に言う介護保険での負担割合というのが法定で決まっておるということもございまして、なかなかそういったことも非常に難しいということでございます。しかし、この介護保険の住民の皆さんの注目といえますか関心というのは非常に安全・安心の大きな柱でございますので、今後も実態に即した認定を行いたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 時間がいろいろあれですけど、マニュアルのこれ以前から問題で、2007年9月17日にこんな号令を発しとんやね、厚労省が。それで、要介護認定適正化事業マニュアルと、これは三菱UFJリサーチ&コンサルティング、これがつくったやっちゃと、何にもほかがつくったわけではないと、現実はそうやと。そのマニュアル自体には、その理由としてね。こういうことを言ってるのは事実やから言うとんですよ。介護保険はすべからく介護が必要になれば給付されるわけではなく、保険財政が有限であるから介護が必要な者のうちの一部に対して給付を行っているなどと説明をしてですね。財政の論理からや。財政の論理でしたら介護保険じゃないがな。だから、保険あって介護なしになってしまう心配が出てくる。それを当然視して介護度で抑制を図るように、こういう重度変更は、変更する理由等を慎重に吟味する必要があるとか丁寧に言うとうけども、中身は今までの判定に異論があると、厚労省が。言って、軽度に認定した度合いを見るとするのは検証の一つになってきとると。ここまで言われてるんや。内容をですよ。どういうふうに経過があるかということ、そういう枠を着せるような形でやっとなるから問題だということであります。

それと、基本的には、前も言いましたけども、国は22.8%しか持たへんと、これが一番

問題で、特に年間2,200億円の社会保障関係費を削減する、そういう中にこれらが入ってるから、また入れて、これらだけは削減しようと、こういう動きの中で住民に負担と犠牲を強いるという制度になる、さらに傾斜しようとしてるから言ってます。その点は後々説明、また6月以降にもたしたいと思いますので、とりあえずこれはここで置きたいと思います。

○議長（熊谷直行） 次、入りますね。

（桜井公晴議員「入ります」の声あり）

休憩します。

（桜井公晴議員「はい」の声あり）

暫時休憩いたします。

再開は午後3時ちょうどとします。

（休憩 午後2時48分）

（再開 午後3時01分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桜井議員、引き続きをお願いします。

○桜井公晴議員 次の第2の質問に移ります。

この太子町の教育についてということでは、すべて教育長に尋ねるものであります。それはちゃんと段取りしとってのようですから安心いたしました。それで、教育方針的なものは先に6点が説明をされておりますので、その点はこういう考えなんだなというふうに思います。

太子町の教育につきましては、やはり私は教育基本法の旧法、それから新法それぞれありますが、旧法から新法に変える必要性の問題では本席でも論議をいたしました。特に教育基本法の前文と、それからこの法律の1条から4条に基づきまして、これを基本に実施されなければならないと、こういう点についてどういうふうに考えるかというのが大事な点だと思うんですが、これ教育基本法それぞれを言いよりますと時間もかかりますので、そちらのほうできちっと踏まえて答弁を求めます。

それから、学校教育、これは学校給食を含むと通告しとるわけでありますが、これは学校給食法に基づいて行うものであり、いろいろあり方については取りざたをされているのが実態であります。総称して学校教育と思えます。

それから、社会教育、これも社会体育を含んでのことではありますが、施設面あるいは体制面、そして太子の教育を全体として進める条件面について、太子町の現状をどう見て、とらえて今後の教育全体の自立のためにどう取り組むかと、こういう方針を明らかにしてほしいと、こういうふうに思います。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。桜井先生のご質問にお答えしたいと思います。

教育基本法の件ですが、平成18年12月22日に施行されて、多分安倍内閣のときだった、なかろうかなと思います。60年ぶりに改正ということで、相当マスコミ等で報道されたということも私の記憶にもあります。

そこで、新たに附則ということをつけ加えられたのが、今までの旧法にプラス、公共の精神をとうとびというような面だと思えます。豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともにという、公共の精神がつけ加えられた。同時に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進すると。公共の精神と伝統と、伝統継承するという2点が附則の事項としてつけ加えられました。

また同時に、教育の目的、教育の目標、そして生涯教育、そして教育の機会均等というようなところではほとんど変わりませんが、教育の目標の中で第5項としまして、伝統、文化等を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことというような文が教育の目標の中に1項つけ加えられました。それをもって教育基本法が平成18年に改正された、即施行されたというようなことを聞いております。それを踏まえまして、今度文部科学省のほうで学習指

導要領が改訂になり、そして小学校が23年、中学校が24年というようなところで実施されていく推移になっております。

それを踏まえて県のほうでは指導の重点というものをを出して、各市町にその指導の内容がおりてきております。そして、今服部先生のほうにもお答えしましたんですが、その県の指導の重点を踏まえまして6項目の太子町のほうで重点項目を挙げまして今報告させていただいた次第でございます。

その中で、社会教育のほうでございますが、社会教育のほうでは、そのプラス生涯学習社会の実現を目指す社会教育の推進ということと、これも6点挙げさせていただきまず、自発的な学習活動への支援、3点目、豊かな心をはぐくむ家庭と地域の教育力の向上、4点目、豊かなスポーツライフの実現を目指したスポーツの推進、5点目、自己実現と共生を目指す人権教育の推進、6点目、芸術、文化の振興を図りながら、その住みよい社会づくりを目指して社会教育を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そういう、概括的にはそうかもしれませんが。私が先ほども紹介しましたように、前文並びに教育基本法の改正についてはここで改めて論議するつもりはないから、それは言っていないわけですが、愛国心、郷土愛、そういうようなことで論議をしたわけです。しかし、それは強制するものではないと、教育そのものが。だから、自主的、自覚的に進められるべきものということであるから言ったわけであります。

特に課題、先ほど言いましたように太子町の持つ、先ほどは法に基づいて6点、生涯学習を通じて6本の柱的な形で説明があったのは、太子町の教育はっていうところじゃなかったかと思うんですね。あと、今通告したように、学校給食を含んで、施設とか体制とか条件とか、何が問題で、どういうふうになすべ

きか、そういうことも当然現状と課題、それからそれらの全体の充実のための取り組みという私わざわざ言うとなやけど、それには触れられたんですかな。ええっ。

（教育長寺田寛文「今から」の声あり）

ええっ。

（教育長寺田寛文「今からお答えします」の声あり）

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 申しわけございました。

体制についてですが、やはり今の社会教育体制のほうにつきましては、それぞれの専門的な技術等は本当に盛り上がっていると、身につけておられると思いますが、私を感じるには、その技術が伝わってないという、後継者が増えてないというようなこと、その辺のところを危惧してるところでございます。ですから、その専門的な技術を持った者が後輩にそれを伝えていくというようなことがスポーツの振興、芸術の振興、そしてそれが活性化につながり、コミュニケーションもつながっていくというようなことと考えております。そういうような組織づくりを何とかしていきたいなあとというようなことを今頭の中で考えてるわけでございます。この程度で申しわけないんですけども、桜井先生がおっしゃっている意図と沿わないかもしれませんですけども、またご指摘いただきましたと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ちょっとそういうことじゃないで、それは。何でもこういうことになるかやなと思って言うてるわけですよ。法に基づいて、その立場でその任に当たるということは当然だと思うんですね。だから、その点は繰り返しますが、やはり例えば学校給食についても今委託をして給食を実施をしないと、この実態、施設面と、もちろん施設もそうやし、あり方も含めて、どういうふうに課

題を認識されてどうすべきやと考えておられるかというのを私は具体的に聞きたいわけやな。やっぱり教育の、一応教育長として任に当たるわけやから、指導、監督に当たる立場やからね。そういうことをわざわざ括弧して学校給食含むとかというて書いてんのは、施設面も、条件面も、体制面もということ。ほいで、これ塚原君からもだれからも、これどうということやというて私には照会はなかったわけですよ。中身わかりにくかったらちゃんと照会するということになっとうわけや。そやから、そういうことはないんですよ。だから、そういう点は今言うても何にもしょうがないから言いませんが。

例えば今、先ほども国の補正予算案の問題がありましたけれども、各学校に炊飯器を配るとありますな。問題になってますけど。だけど、それは給食のあり方、それから地産地消、これ本席でも何回か言うてきたことなんです。この間、教育長の住んでおられるたつの市も中学校の給食を開始して、結局はブンセンだったかな、どっかかの弁当給食やると。そういうことも、ここでは前の教育長は否定されたんや。だけど、これらのことも含めて、給食のあり方というのにも見識が問われると僕は思うんやね。それも教育長の仕事ですよ。だから、そういう点を含めて今現状を、先ほど公民館のこともありましたけど、施設の現状、それから今の体制の現状、それから条件はこれでいいのか、悪かったらどう変えるのかということで、2点目の質問はそうなったわけやから。だから、それらで気がつかれたことがあったら答弁を求めたいと思うんですが。

ちょっと一つは民推協のことも、人権ということがありますが、これは何回やっても変わらない。私も助言者を長年務めましたけど、やはりそういうものではない。本当に自分たちが、先ほど差別のことありましたけども、差別した者が、差別された者の痛みというのがわからない限りは、ほんまはわからへんわけですね。しかし、以前からのあり方と

して、踏まれた者の痛みは踏んだ者にわかるかいとこう言うて差別を押しつけた者があ  
る。それでいろいろとこう利権をあさった経  
過がある。だけど、そういうようなことで差  
別はなくなる。それをまたいいことにし  
て金を稼いだ者もあると、こういう状況やか  
らね。だから、そんなことが振りまかれても  
あかんので、これも住民みずからが生涯学習  
の中で学び合うと、こういうことだと私は思  
うんです。それを民推協ということの中に  
補助をつけて、半強制的と言わんばかりに人  
を集めてやってみたって、それはほとんど変  
わっていないということだと思うんですが、  
それについてのことも機会均等という点から  
いえば、皆さんが必要な教材を求めたら、そ  
の教材を提供すると。また、そういうものだ  
と私は思うんです。それが生涯学習を助ける  
教育委員会の仕事だろうと思うんで、そ  
の点と。

それから、実は給食センターの問題では、  
前の教育長を私は悪くは言うつもりはないけ  
れども、洗剤混入事件がありましたね。その  
ときに結局責任逃れの発言があったわけ  
です。聞かれたか聞かれないかわからんけれ  
ども。やっぱりすべて責任は教育長にあるわ  
けですから、その点が配置された職員に矮小化  
された。というのは、これでは人権教育も  
あったもんでもない、いわゆるないなと思う  
のは、もちろん指揮監督には次長もおれば課  
長もある、それから所長もあると、そういう  
ことがありますけれども、やはり上席は、ま  
た全責任は教育長にあると。それで、配置さ  
れた職員を一升ますと、一合升に例えて表現  
をしたんですよ。それ、ええと思いませんか。  
それも後で答えてください。そういうような  
こと言ったんだ。そういうこと、それからそ  
ういう人権意識が問題なんやね。それから、  
教育を推進すんのも意識が問題なんや、その  
進める人の。だから、そういう点で民主化と  
言いながら一方でこういう考え方、思想では  
全然話にならんじゃないかと。だから、民主  
化推進協議会なんかは補助やめると私は言う

とるわけやね。そういうことです。

それで、学校の施設についても、今太田小  
学校増築で、もうあれ以上どないにもならん  
というところに来よることは同じ認識ですか  
な。と、それも。一方、龍田小学校、いい学  
校ですけど。だけど、やっぱり学校間の格差  
ちゅうのはどうしても整理しておかないとい  
けないと私は思うんですよ。だから、それが  
いずれかの抵抗で前へ進んどらんと。住民の  
中には解消されるほうがええと思われる人も  
たくさんいらっしゃる。だから、そういう面  
で学校の施設間の問題も整理が必要ではない  
かと。

それから、先ほど言いました中で、最初の  
あいさつでもあったように、太子町で教育に  
勤務してよかったということで、先ほども学  
ばせてよかったとか、あるいは住んでよかつ  
たような、そういうまちづくりに貢献できる  
ような教育をしたいというあいさつされたわ  
けですけども、そういう面からも先ほどの教  
育基本法の機会均等の問題も、それから生涯  
学習の問題もそういう面で見えて進めないと太  
子町は変わらないと思うんですよ。だから、  
進める者が差別性を持って何ぼ言うても、実  
際は定着しないと、そういうふうに思います  
ので、今のような、嫌な質問かもわからんけ  
ども、はっきり最初にしとかないけないと思  
いますんで聞いてます。その点説明してくだ  
さい。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 学校施設、給食セン  
ター等については、まだその流れ等々につい  
て、まことに申しわけないんですが、詳しい  
ことはまだ述べる段階でございませんで、  
次長のほうから述べさせていただいたらよろ  
しいでしょうか。

（桜井公晴議員「あかん。それじゃあ、あかんのや。もう次長のことなん  
か聞いとるんや。そやけど、教育長と  
しての考え方を聞いとるんや。きょう  
述べられへんのやったらええわ、ま  
だ。そやさかい、きょうはもうちょっ

と整理しないと述べられません言うて  
んだったら言いなはれ」の声あり)

はい。そしたら、そのとおりで、もう少し  
精査させていただきまして、後日また述べさ  
せていただきます。

○議長(熊谷直行) 桜井議員。

○桜井公晴議員 いや、そっちのほうで笑う  
とうけど、それほんまやで。私はちゃんと聞  
いとるのはそういうこと聞きよんやからね。  
だから、次長から聞こうとは思ってないとい  
うことを言うとな。当たり前のこと言う  
て、そない笑うとらんでもよろしい。

ほいで、ただ、嫌な質問を繰り返しとんで  
すけども、あと、先ほど言うたようなことは  
きちっといずれかでまた伺いますし、また一  
定の方針を伺うようになると思います。

○議長(熊谷直行) 桜井議員、あと18分  
ね。

○桜井公晴議員 うん。18分、はや。あれ、  
しゃべり過ぎとんな。へえへえ。ほいたら、  
これは、後々たします。

それから、先ほどのことはきちっともう一  
回テープを聞き直してでもきちっとしとい  
てください。わかりましたね。へえ。

(北川嘉明議員「9月に聞くでとい  
うことや」の声あり)

ふん。いや、聞くのわかつとるがな。黙っ  
とれ。

それから、次の地域経済活性化への取り組  
みについてであります。特に現状は円高と  
かいろいろありますけれども、大変な不況が  
あり、深刻化しておるっていうのはご案内の  
とおりであります。そういう中で、中小零細  
商工業、個人事業も含んで、仕事と雇用に係  
ることでありまして、全国的には、以前ここ  
でも言いまして、何年前か前にちょっと言  
いましたかな、このことは、全国的にも広が  
りを見せて、業者等が制度化を求めているも  
のの中に住宅リフォーム補助制度、それから小  
規模工事等の受注希望者登録制度、こうい  
うものがありまして、広がりを見せられて  
います。これ、国の不況対策との絡みもあるわけ

であります。そういうことの制度化を求め  
ることがありますけれども、これらのこと  
について調査し、検討もし、速やかに制度  
化するべきだと私は思うんです。そういう  
点からの対応について伺いたいと思います。

これは前にも言いましたが、経済活性化  
といいましても、一つの策として起爆剤  
的な役割を果たすと言われております。それ  
から、両方中身はわかってくれとるやろ  
ね。私これ時間がないから、ちょっとそれ  
も、住宅リフォームも、それから小規模工  
事等希望者登録制度も、そちらからこう  
いう制度でありますという認識の一致も必  
要ですんで、それらも説明しながら答弁を  
求めたいと思います。

特に住宅リフォームの補助制度というの  
は、最近では住宅耐震化が進んでいない、  
そういう中での一つの取り組みとしても有効  
であり、また活性化の関係もあると言われて  
おるんで、それも含めて説明を求めます。

○議長(熊谷直行) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) お答えいた  
します。

住宅リフォーム助成制度といいますのは、  
地域住民が住宅のリフォームを行った場合  
に、その経費の一部を自治体が助成するこ  
とにより住宅の改善を容易にするとともに、  
中小零細商工業者の振興をも図るというも  
のと考えております。

太子町の住宅事情は、住宅ハウスメー  
カーや大手の土地開発業者によります新  
築や改築が多くなっております。そう  
いった中、住宅リフォームの促進や耐震  
化工事を促進することによりまして地域  
経済の活性化に資するものと考えてお  
りますので、より取り組みやすい木造  
住宅の耐震化に対する助成制度や住宅  
改修リフォーム助成などの制度の勉強を  
していきたいというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○議長(熊谷直行) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) 小規模工事  
等受注希望者登録制度ということでござ  
います。これにつきまして町内の業者の  
受注機会

の拡大を図るということで、町が発注いたします小規模な工事及び修繕、そういったものの少額で内容が軽易なものにつきまして受注を希望する人を登録するという制度でございます。条件的には、入札参加資格の登録を受けてない方とかといったものがございます。太子町におきましては、従来から5万円、10万円といった何十万円クラスのこの小規模なさまざまな工事につきましては、町内業者、また町内に適当な業者がいない工種では町外業者にも発注をしております。もちろんその場合も三、四者の見積もりをとって経済比較のもとに行っておりまして、今後もそのように進めていくというところでございます。現在こういった小規模の工事と同じような形の取り扱いということで、現在のところ今現在に登録制度をするという制度化は考えてはおりません。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 住宅リフォーム助成制度も、小規模工事等の受注希望者登録制度も今言われたとおりだと思うんですが、それぞれ今の不況の中で、工事業業者もそうでありまして、住宅リフォームの場合は兵庫県内ではまだ少ないですが、一応19都道府県の中で83自治体まで増えた。以前から見ればそれだけ増えてきているということでありまして、助成率も5%から50%、その額も上限が5万円から10万円と、その程度ですけどね、実際はね。そやさかい、それほどの予算は伴わないけれども、やはりこういうことによってこの機会にリフォームをやっていこうかというふうなことがありまして、兵庫県の場合は明石、稲美、福崎であります。10%の率の上限10万円というふうな、ほんまに費用としてはそれほどかからずに皆さんにそういうことを、この程度のものでみんながリフォームすると、そんなことはないですけども、それも一つの起爆剤として使われていってると、それが増えつつあるということで、太子も当然取り上げるべきでないのかというのが住宅リフォームです。

それから、小規模工事の関係では、それぞれ対象業種も、土木、建築、大工、左官、タイル、れんがとか、あるいはブロック、石、屋根、電気、管、板金、ガラス、塗装、内装、その他の製品とか、そういう多岐にわたるということでありまして金額も、そういう状況ですから小規模工事の中では、先ほども説明がありましたが、それぞれ工夫をして、町内に一定のそれぞれ登録できない、登録していない業者であっても参加ができる機会を得るというのは、一応登録しておればそういう人たちの中に発注が行くと。町内に業者がいるいない、二、三社見積もりとか、そんなこと私は聞いとるわけではなくて、やっぱり町内でそういうものが少しでも受注機会を得るというような。ほいでまた、もちろんこれは単純に、この工事の場合ですけども、いわゆる備品等、消耗品等の調達もそうですわな。だから、そういう中で極力地域の人たちがその受注なり発注を受けて、そして仕事ができ、また経済が少しでも活性化していくようにということで取り組まれて、この小規模工事のほうは自治体が主体ですから、46都道府県の中で411自治体が今既に導入をして、今全体の23%と言われとんですけども、研究したり対応をいろいろ模索している自治体も増えてきていると、こういうことであります。兵庫県内では明石市が130万円以下、朝来市が130万円以下、稲美町が130万円未満、それから西宮が50万円以下、赤穂市が30万円未満と、こういうふうに具体的に制度化しようやね。だから、それらをよく研究をして、やっぱり太子町は太子町として、この地域の人たちがいかに潤い、生活ができていくか、工事もできていくか、また雇用もその中で少しでも拡大されるか、そういうことが今の経済対策としては大事なことだということで2つの制度について今回取り上げているわけですが、その点について再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今の議員さんのお話にもありましたように、今後いろんな助成制度の中で十分研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 小規模工事の登録制度ということに関しましては、先ほど経済建設部長がお答えしましたとおり、同じように勉強しながら研究をしていきたいと考えております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 とにかく太子町はよそよりは先駆けて何かやっとうなというぐらいのこと一つ二つやらなんだからあきまへんで。全然もう、石橋たたいとんじゃなしに、話にならんということになるから私は言うтонですから、そういう点でぜひ早く研究して制度化できるものは制度化をするというふうに取り組んでもらいたいと思います。

それから次に、太陽光発電の助成について4点目に移りますが、これもよく似たことなんですが、ちょっとこれは地球環境の問題もありますので、視点を変えて、必要なこととして今整理をしておきたいと思います。

政府もこの太陽光発電を普及するために今年度から一般住宅設置費用の一部を助成すると、そういう制度をやめとったんですけども復活をさせると、こういうふうになったわけですね。これ、地球温暖化でいろんなエコがありますが、特にエネルギーとして使っているものが石炭、石油、それから火力は、火力はもう石油ですから、それと原子力、そういうようなことになっておるものについて、やっぱりCO<sub>2</sub>を削減するということでは大事なことでありますし、地球温暖化というのは待ったなしだと言われてんのも事実です。そういう中で温暖化の原因とされるのが二酸化炭素であり、その削減は急務とされて、それはもう京都議定書の問題もありますが、代替エネルギーとしての太陽光発電とその普及が注目を浴びるというような形になると。これは先ほども言いましたように、国の補助

と合わせてそれぞれの自治体での補助がこれも普及を促進すると、こういうふうになるわけです。しかし、住宅によってはいわゆる発電装置を、パネルを設置することができないような住宅もあることは事実なんですが、やはりこれらにも呼応することが大事だと思いますんで、その対応について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

地球に優しいエネルギーとして期待されております太陽光発電でございますが、設置費用に割高感とか、購入先や性能などに関する情報が不十分なことが普及拡大のネックになっているようでございます。

この助成制度についてでございますが、兵庫県の補助事業は平成20年度で終了しまして、平成21年度からは経済産業省の補助制度、中身としましては住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金ということになっておりまして、これにつきましては財団法人ひょうご環境創造協会が行っておりますので、そこに問い合わせ等がありましたら紹介をさせていただきます。

太子町としましては、独自の助成制度の導入につきましては今後の課題としていきたいというふうに考えております。

また、県内でも7市町もしくは8市町があるというふうに聞いておりまして、また国の助成を受ければ県、市町の補助制度に乗らないとか、そういういろんな問題もあるようですが、そういったことも含めまして太子町としましても助成の導入につきまして検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これも検討しとったら済んでまうでね。進まんてな。それはすぐにやることのほうが大事なんや。

それで、これは特に県内で、今言われましたけど、ほとんどが国の助成を受けたら、じ

じゃなくてプラスで、というのは最近ですよ、うん、プラスで。そやさかい、そこらはよく整理をしてもらいたいと思うんですが、導入自治体は神戸、尼崎、洲本、相生、豊岡、加古川、それから稲美ですね。少なくとも町では稲美なんです、それぞれいろいろ研究して、金額の多寡もありますし、1キロワット当たりの金額も違う、上限も10万円とか、それは確かにそんなことは少ないけれども、それも起爆剂的なもの。それから、何よりもやっぱりエネルギーの代替、いわゆる石炭やら石油、原子力、そういうものじゃなくて、代替エネルギーとしてのものが日本は非常に遅れとると。そういう中で行政が貢献できるものというのは、袋の問題もありますけども、そういうものを含めてこういうことにも目を向けて、一緒になってCO<sub>2</sub>を削減すると、こういう取り組みをしないといけないんじゃないかと、その一つにこれが。再度、国のほうもこれやめとって復活するということ。それから、いわゆる補助も補助で、今度電力会社買い取らせる金額も倍にしようと、こういう動きでしょう。それから、設置費の補助に加えてやはりうまみが、農業やないですけども、うまみがあれば皆それぞれやってみようかという気になるんや。しかし、今まではドイツやなんかと比べて非常に買い取り価格が低かったと、そういうことが買い取り価格の今24円を倍にしようと、こういうことですから、ある程度ペイできるような形になるから設置を促すと。だから、一般の電器屋さんなんかやりよったものが、今度は電気メーカーが乗り出したり、それから量販店が乗り出すというようなことになって、そっちが奪われたら余りよくないんやけど、しかし環境上はいずれにしてもよくなるわけですから。ただ、原発とかそういうものは1カ月に電気代と一緒に1家庭で平均で130円も電源開発法に基づいて取られよんやからね。だから、ああいうものは安く供給できるんだと言うとるけど、実際はごまかしで、やはり太陽光というのはこれからもそんなに無限にある

と言われるぐらいのものでありますから、こういうことに目を向けていったり、地域によっては自然エネルギーとしての波の力とか風の力とか、いろいろ研究をして取り組もうとしている。やはりそれがより促進されるというのは、国と自治体が方向を定めて一緒に取り組むと、こういうことの大事さで、検討しとったら日が暮れるでと私は言よんで、その点どうですかいね、町側。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほども言いましたように、住宅リフォーム等の一部関連もございますので、十分に建築担当部局のもとに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、あと5分。

○桜井公晴議員 これも経済とか地域の雇用の拡大とかということになってまいりますので、すべてがつながるといえることはないにしても、より広がりを持つものということですから、早く検討を終えて導入に踏み切るべきだと思います。

次に、契約等の改善についてであります。通告で行っておりますのは随意契約、指名競争入札は競争性と公正性を欠いて談合等をしやすくすると、これにつながると。また、高値落札も多々あって一層の改善が必要であると私は思います。対応について説明をまず求めたい。

それから、特定の業者等でなければならぬ仕事、先ほどもいわゆる上太田の瓦れき処分の管理について、ここで論議が上田さんのほうからもなされてきたわけですが、いわゆる特命的なものは僕はこの世の中にほとんどないと、特命は。資格も、もちろん資格を得ないとやれないことがあります。それは当然です。だから、そういう中で特命はないと。特命があるとすればどんなことかなあと、こういうふうに思います。そういう点で一遍きちつと説明を、特命的な。随契と

は特命なんです。だから、特命が必要なものというのはどんな仕事かと。整理が要ると思いますので、この点ひとつ説明を整理して答弁を求めたいと思います。

また、本則ではない、指名競争入札でなければならない理由、これも理由はないと思うんですよ、基本的には。本則に基づいて行うというのは公正性、透明性、競争性なんです。だから、これらのことが必要とあれば、こういう仕事でこうなんだという説明を求めます。

それから、あすかホールの喫茶室に係る賃貸契約、使用許可というそうですけれども、これについては議会から撤回をしてやり直せと、こういう申し入れをしたわけでありますが、これを無視して今の業者と契約をしたと。その経過等について、ここで説明をまず求めたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 契約の改善ということでございますが、工事請負、物品購入、委託契約につきましては、当然のごとく良質で安価なものということでの競争させるという点におきましては、これはもう原則でございます。随意契約が地方自治法施行令に合致するものであれば、それはそれで問題ないと考えております。そういう状況の中で指名競争入札に付する場合、また見積書を徴して競争させる場合、いろんなケースがございますが、この問題は先ほど言われましたように特命とかいろいろおっしゃられておりますが、それは工種によっていろいろと内容により条件が違うものでございますので、個々に挙げて今この場で論じるということはなかなか難しいと思います。したがって、議員がおっしゃるように改めるべきところは改めていくということで考えております。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

文化会館喫茶店の使用許可につきましては、平成21年2月20日付にて行政財産使用許

可の撤回申し出をいただいたところでございますが、これは先の議会でも答弁いたしましたとおりでございます。後に考えますと再度公募をすればよかったのかなという思いもございます。

この件につきましては2月25日開催の定例教育委員会で報告をいたしました。教育委員さんの中からは、現段階では使用許可の撤回はできないだろうと、しかし申し入れは真摯に受けとめて、今後は事務執行には十分注意をしてくれというようなご意見がございました。

今後は、業者を選定する場合には今回の反省を踏まえまして慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 先ほど総務部長答えた中で、私は、ここではそういう工種とか、これによって違います言うけれども、多分ほとんど私が言うことに当たるものはないと思うんやね。何ば、どっから見ても。だから特命もない。すべて指名競争入札ではなしに、また随契でなしに、全体的にはすべての業務を見たときに、一時的にやむを得ずすることあります。しかし、そうでない、恒常的なものについては特命はないと。そやなかったら、そこが倒れたら終わりですわ。そういうようなものですから、人の場合も特命というのはほとんどないと、かわりは務まるということです。そやから、随契あるいは指名競争じゃなくて、すべて競争入札に、本則に基づいてやるべきだと、こういうふうに思いますので、ここで工種でいろいろ論議するつもりも僕はないんですが、多分私が言うたとおり、談合の基盤をつくるようなことは絶対に避けてもらわないけないということでありますから、これらのことについては心して取り組んでいただきたいと、こういうふうに思いますが、その点と、それからあすかホールの関係では、たまたま今反省しとると、こういうようなことで、今後はそういうことのないよう

にということ、もう一たんここで進んでしもうて、あのときだったらできとる、教育委員会の判断も僕は間違っと思うんです。そういう中で、やはり弁当の問題まで、この間、委員会でかな、この業者に、そしたらそれ考えてみますと、こんなことを堂々と、またその論議をして、またそれを受けて立って、弁当はまた考えますと、これ民推協の弁当だったそうですけど、そんなことが、言われるようなことがあったら、それは疑惑が深まるばかりですよ。その点はっきりさせてください。わかりましたかな。

○議長（熊谷直行） ちょっと最後の答弁。

（桜井公晴議員「もう答弁ないんか。

終わるか」の声あり）

いや。

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 入札の関係でございますが、談合が生じないように心して慎重に進めていきたいと考えております。

（桜井公晴議員「それに何か見解あるんか。それは答えとんにゃもん、おかしいわい」の声あり）

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 民推協が何か、会議の関係で弁当をとった、もちろんとるわけ

でございますけども、これにつきましては予算の関係等々ございますので、それに合ったところからとったと、要するに注文したということでございます。ですから、金額に合えばそういうこともあり得るということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 それだけやったら言わへんがな。あと、それも質問を考慮して、そういうことも考えてみますなんて答えしとんや。何ちゅうこっちゃと言うとるわけや。そっちを言よんや。安いとこ買うたというてそのまま突っ走っとりゃええけども、そうじゃないやんか。そこを言よんや。わかった。わからん。見とうへんのか。もう、まあ見とらんのやったらまた今度言う。

終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月9日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（散会 午後3時49分）